

行政常任委員会

平成30年8月6日（月）

午前9時59分開 会

○南委員長 おはようございます。

大変暑い中、また何かと御多用の中を、行政常任委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の議題につきましては、三つ挙げております。土砂災害対策についてと海洋深層水利活用、指定管理者の見直し等についての以上3点でございますが、この議題については後ほど説明させていただきますけれども、まずもって、市長のほうから御挨拶があればお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、行政常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

開催に先立ちまして、一昨日、8月4日、第68回目のおわせ港まつりが開催されましたが、さまざまな催しが行われまして、大盛況のうちに終えることができたのではないかと強く感じております。このにぎわいにつきましては、ひとえに市民の皆様を初めとする協賛金活動、そして、各種イベントの運営など、おわせ港まつり実行委員会を中心とする関係各位、また、多くのボランティアの皆様の御努力、御協力があったのものであると認識しております。この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、土砂災害対策を初めとする報告3件について御報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほど港まつりのお話ございましたけれども、実行委員会の皆様初め関係者の皆様に、議会としても心からお礼を申し上げたいと存じます。

まず、第1点目の土砂災害対策についてでございますが、きょうの6日でちょうど西日本の大豪雨から約1カ月が経過したということで、新聞、マスコミ等で土砂災害の怖さが報道されている現実でございますが、また、東北のほうでも時間雨量100ミリ以上の集中豪雨が降っているということで、尾鷲市においても、土砂災

害対策というのは本当に喫緊の課題ではないのかなというような思いがしておりますし、対岸の火事ではなく、いま一度、市としても土砂災害に皆さんで取り組んでいくということで、執行部の、特に行政の役割等と対策と対応をきょうは御報告していただいた後に意見交換をしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、建設課長からですか。防災課長のほうから、説明は。

それでは、建設課長のほうから概略説明、取り組み等について御説明を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高柳建設課長 建設課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、まず、土砂災害対策ということで、説明のほうに入ります前に、本年7月に発生した西日本豪雨、こちらの豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます次第でございます。

それでは、説明のほう、建設課のほうから、資料1として、土砂災害対策の概要についてということで説明をさせていただきます。

それでは、資料のほう、表紙をめくっていただきまして、2ページをごらんください。

まず、土砂災害の種類や発生原因についてでございますが、土砂災害としては、発生原因別に、台風等による集中豪雨によるもの、それから火山活動によるもの、地震によるものなどに分類されておりますけれども、近年、現在、各地で発生する土砂災害の多く、こちらのほうは台風等による集中豪雨が原因とする崖崩れ、土石流、地すべりというような状況になってございます。

また、本市といたしましても、御承知のように、日本有数の多雨地帯として、非常に降水量が多いことが特徴の一つでもありまして、下の図に示しますように、伊勢平野の年間の降水量が1,800から2,000ミリ程度となっておるのに対しまして、本市の場合は約3,850ミリと約2倍近い降水量を有する特徴となっております。

また、本市の地形的な特徴といたしまして、面積の90%が森林に覆われるなど平坦地が極めて少なく、かつ急峻な斜面が人家の背後に近接している箇所が多いことから、台風や大雨等が引き金となった崖崩れですとか土石流などの土砂災害の発生も懸念され、本市における土砂災害対策の取り組みについては、非常に重要なものであると認識しているところでございます。

次のページ、3ページをごらんください。

次に、土砂災害の特徴についてでございます。

左のグラフにありますように、さまざまな自然災害による死者、行方不明者のうち、土砂災害を原因とする犠牲者の占める割合は全体の約4割ということで、全体に占める割合も非常に高いということが見てとれます。

また、下の写真に示してございますが、昭和46年に賀田地区、あるいは古江地区に大規模な土石流が発生いたしまして、多くの犠牲者を出した三重県南部集中豪雨、こちらのほうについても、本市における今後の土砂災害対策への教訓として、決して風化をさせてはならないものであるというふうに考えております。

次のページ、4ページをごらんください。

次に、土砂災害の発生状況の推移でございます。

グラフの上段は、年度別の土砂災害発生件数、こちらを示してございますが、右のほう、平成28年度は1,492件、平成29年には1,514件といずれも過去の10年平均、それが約1,000件でございますが、そちらに比べて、近年は1.5倍の件数が発生するなど、近年全国各地で頻発する記録的な大雨などの影響により、土砂災害が多発する傾向となっております。

また、その発生した土砂災害の中では、この上のグラフに赤色で示しておりますけれども、崖崩れの発生件数が約1,000件程度ということで、全体に占める割合が高い状況となっております。

また、全体的に発生件数がこういう形で増加することに対応するように、一番下のグラフに示しております家屋の被害戸数、こちらも同様に増加傾向となっております。

一方、そのグラフの中段に示しますのが、人的被害者の数、こちらのほうは増加傾向というよりも横ばい傾向という形になってございます。その状況から考えられることといたしましては、後ほど説明をさせていただきますけれども、土砂災害対策として、ハード対策、ソフト対策、さまざまな対策がございまして、警戒避難体制の構築などのソフト対策の効果も一定程度上がってきているのではないかと推察されるところでございます。

一方で、200人を超える方が犠牲になるなど、平成最大の被害を出した本年7月の西日本豪雨においては、1,464件の土砂災害が発生し、それにより118人の方が犠牲となっております。

そのように、近年では、これまでの経験則でははかり知れない事象も発生してい

ることから、ハード対策とソフト対策を組み合わせながら、最大限の効果が得られるよう取り組んでいかなければならないと再認識をしたところでございます。

資料の5ページ、次のページをごらんください。

こちらは、土砂災害対策に関する現在の法体系を時系列に示したものでございます。

まず、図の左から順にごらんいただきますと、古くは明治30年に砂防法、昭和33年に地すべり等防止法、昭和44年に急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律、いわゆる急傾斜地法が制定され、主として、施設整備などのハード対策を中心として、土砂災害対策の取り組みが進められてきました。そのような状況の中で、図の右半分になりますけれども、平成11年に広島市や呉市で発生した崖崩れ災害、それから土石流災害を契機といたしまして、平成12年に土砂災害防止法が制定されまして、土砂災害に対するソフト対策の重要性が強く認識されることとなり、以降、ハード対策を進めるとともに、ソフト対策の強化や充実が図られてきたところでございます。

次のページ、資料6ページをごらんください。

こちらは、先ほどの土砂災害に関する四つの法律について、その関係をイメージとして示した図になります。

まずは、図の左にございます砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法におきまして、急な斜面ですとか土石流の発生のおそれのある溪流などの土砂災害の発生源に対して、砂防工事などのハード対策を行うことにより、その下に位置する土砂災害の危険地域の人家を守るとともに、また、あわせてソフト対策として、砂防ですとか急傾斜指定地内におきましては、切り土や盛り土、土砂の採取などを行う場合には、県知事の認可を要するなど一定の行為が制限されるというような状況でございます。

また、それらの発生源の対策に合わせまして、図の右に示しますように、土砂災害防止法によるソフト対策として、土砂災害の危険地域においては、警戒避難体制の整備ですとか開発行為の規制などが講じられます。

そのように、土砂災害の防止に向けては、それら四つの法律により、ハード対策とソフト対策が一体となって、土砂災害対策が進められております。

次のページ、資料の7ページをごらんください。

次に、具体的な対策といたしまして、まずはハード対策としての施設整備の概要について御説明いたします。

土砂災害の種類といたしましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、土石流、地すべり、崖崩れがございます。そのうち、図の左に示します土石流につきましては、山腹ですとか溪流の土砂や岩の一部が、集中豪雨などにより水と一体となって一気に流下する現象でございます。その対策例といたしましては、砂防堰堤、いわゆる砂防ダム等を整備することにより、その発生した土石流を捕捉し、下流部の人家等を保全いたします。

次に、図の真ん中に示す地すべりでございますが、斜面の土塊、土の塊が地下水などの影響により、地すべり面に沿ってゆっくりと斜面の下方に移動する現象です。こちらについては、地すべりの原因となる地下水を排除するため、井戸を設置して、集めた地下水をくみ上げたり、斜面にアンカーですとか抑止ぐいなど、そういう施設を整備して、地すべりの塊自体、そのものの動きをとめる工法などにより対策が講じられております。

次に、一番右側の図になりますけれども、こちらは崖崩れでございます。こちらは、雨などの影響によって土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象でございますが、崩れた土砂を捕捉するための擁壁、あるいはその防護柵を設置したり、崖崩れそのものの発生を防止するためのコンクリートの格子状の枠、いわゆるのり枠工の設置などが一般的に行われてございます。

いずれにいたしましても、それぞれの事象に対しまして、地形条件や施工条件等を踏まえながら検討を重ね、それぞれの現場に適した工法により、土砂災害対策が進められることとなります。

次に、資料の 8 ページをごらんください。

こちらは、施設整備による具体的な整備効果について説明をいたします。

まずは、土石流対策として整備された砂防堰堤の事例でございますが、左の写真には、堰堤整備後の写真となっておりますが、こちらの手前、上流側でございますが、こちらには土砂を捕捉するための十分なポケットができ上がっております。

一方、右側に示します土石流発生後の写真では、その土砂をポケットにて捕捉して、下流へ土砂が押し寄せるのを防止されたというような状況でございます。

次に、資料の 9 ページをごらんください。

こちらは、崖崩れに対する整備効果の事例でございますが、被災前後の写真を見比べていただきますと、崖崩れが発生して土砂が流出したものの、擁壁と、その上部に設けた落石防止柵によりまして、その流出した土砂を捕捉し、斜面の下に位置する人家へ土砂が流れ込むことが防止されたというような整備事例でございます。

次に、資料の10ページをごらんください。

こちらが、ソフト対策の具体的なものといたしまして、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の概要について説明をさせていただきます。

上の青い囲みに示してございますが、土砂災害防止法におきましては、土砂災害のおそれのある区域において、ソフト対策の推進を行うことを目的としておりまして、土砂災害の防止に向けた取り組みとして、国、あるいは県、市町、それぞれの役割に応じた取り組みが定められております。

まず、図の左上をごらんいただきますと、まず、国が土砂災害防止対策基本指針として、土砂災害対策の基本的事項、それから基礎的調査の実施指針、土砂災害警戒区域等の指定指針を定めます。

次に、それらを踏まえまして、県におきまして、土砂災害が発生するおそれのある区域において基礎調査を実施し、地形や地質、土地利用状況などが調査されます。

次に、その基礎調査の結果に基づきまして、県が土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域の指定を行います。それらは、通称イエローゾーン、レッドゾーンと呼ばれるもので、土砂災害警戒区域は土砂災害のおそれのある区域、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じるなど、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、それぞれ政令の基準に基づき設定されております。

本市におきましては、平成26年12月に土石流及び崖崩れに関する両区域の指定が完了しておるところでございます。その指定されました土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域におきまして、各市町や県において、土砂災害対策法に基づくソフト対策が講じられることとなります。まず、土砂災害のおそれのある警戒区域におきましては、各市町の地域防災計画において、土砂災害に関する情報伝達の方法ですとか避難場所等を定めるとともに、円滑な避難を確保するための必要な事項を住民等に周知するなど、警戒避難体制の整備が進められます。

また、土砂災害特別警戒区域につきましては、それらに加えて、特定開発行為に対する県知事の許可、あるいは建築物の構造規制が行われます。

また、本市におきましては、それらの指定区域を含めまして、本日お手元に配付させていただいております尾鷲市土砂災害ハザードマップ、こちらのほうを作成いたしましたしまして、広く住民に周知に取り組んでおるところでございます。

次に、11ページをごらんください。

こちらが、三重県において、本市、尾鷲市において実施する土砂災害防止に対す

るハード対策について御説明いたします。

まず、赤色で旗上げをさせていただいたものが砂防事業、青色が急傾斜事業、緑色が昨年度に落石やのり面崩落があり、急傾斜地災害緊急対策事業として復旧が進められている箇所になります。

まず初めに、赤色の砂防事業でございますが、こちら、上から桂ヶ丘地区の向山谷川におきまして平成18年に事業着手され、これまでに砂防ダム2基の整備が完了しており、今年度は関連する溪流工事の実施に向けて用地買収が進められる予定であると伺っております。

次に、柱谷川ですが、尾鷲中学校の国道42号の西側でございますが、砂防ダム1基が計画されておきまして、平成28年度に事業着手をし、昨年度までに測量、設計が進められ、今年度は用地測量が進められる予定であるということでございます。

次に、九鬼町内の宮ノ谷川水系の太田でございます。こちらは、砂防ダム1基が計画されてございまして、昨年度に事業化され、今年度は測量設計、ボーリング調査が実施される予定です。

急傾斜事業について説明をさせていただきます。

まず、宮の上地区の急傾斜事業でございますが、平成27年度に事業化され、全体延長740メートルにおきまして、擁壁工、のり枠工、落石防護柵が計画されてございます。現在も昨年度に引き続き擁壁工事が進められているところでございます。

次に、中井浦2地区の急傾斜事業でございます。こちらは、全体延長200メートルとして、擁壁工や落石防護柵が計画されております。平成24年度に事業化され、現在、工事が進められておきまして、当該工事の完成によりまして事業完了であるというふうに伺っております。

次に、九鬼2地区の急傾斜事業でございますが、こちらは全体延長240メートルにおきまして、のり枠工が計画されております。昨年度に事業化され、今年度は用地の取得が進められ、可能であれば、工事へも着手をするというふうに伺っております。

次に、急傾斜地災害緊急対策事業でございます。昨年度の台風21号によりのり面崩落のあった九鬼5地区、6地区、早田1地区、そして、昨年に落石のありました梶賀北1地区の合計4地区でございます。まず、梶賀北1地区につきまして、先般、工事契約が完了し、落石防護柵等の工事が今後進められる予定です。ほかの3

地区につきましては、現在、用地取得、あるいは急傾斜の地区指定等の手続が進められておりまして、年度内の完成に向けて、今後、擁壁やのり面工事が進められる予定でございます。

建設課からの説明は以上でございます。

○神保防災危機管理課長 建設課と重複する説明もあるとは思いますが、御了承ください。

それでは、防災危機管理課でのソフト対策の一つとして、住民主導型避難体制確立事業についての御説明を申し上げます。

まず、発生してから1カ月になります平成30年7月豪雨につきましては、台風7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で豪雨が発生し、大雨特別警報が1府10県に発表され、7月31日に、消防庁発表によりますと、人的被害は、死者220名、行方不明者9名、住家被害は、全壊3,828棟、半壊3,754棟、避難所数192カ所、避難者数3,973名という甚大な被害となっております。

ここで、このたびの豪雨により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げる次第でございます。

さて、これらの被害の多くは、土砂災害危険箇所として指定されていた場所で発生したと聞いておりまして、このような区域は、本市におきましても多数存在しており、お手元にお配りしております尾鷲市土砂災害ハザードマップのとおりでございます。

土石流及び崖崩れ、合わせて324カ所の土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンが指定され、このうち299カ所に土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンが含まれております。先ほど建設課長からも説明がございましたが、この尾鷲市土砂災害ハザードマップを平成27年の4月に片田教授監修のもと作成し、全戸に配布し、土砂災害危険箇所の周知を図ってございます。

土砂災害対策としましては、土砂災害総合防災訓練の実施、広報おわせへの防災特集の掲載、住民主導型避難体制確立事業等を実施しております。

土砂災害総合防災訓練につきましては、ことしは6月24日に大曾根浦地内で、要配慮者利用施設の聖光園にも参加していただき、土砂災害に備えた早目の避難、発災後の関係機関と連携した迅速な応急対策訓練を実施し、関係機関との顔の見える関係の構築に努めております。

また、広報おわせへの防災特集掲載につきましては、尾鷲市自主防災会連絡協議

会の協力のもと、8月号には、台風、土砂災害に対する注意喚起について掲載しており、災害に備えて家族で話し合っておくことの要点を記しております。

次に、住民主導型避難体制確立事業についてでございますが、平成30年7月豪雨による被害の状況から見ましても非常に重要な取り組みで、土砂災害から市民の命を守るための最も有効な取り組みであると我々は考えております。これにつきましては、資料12ページをごらんください。

事業目的としましては、防災対策が過度に行政依存している傾向にある中、住民みずからの意思で行動し、みずから災害に備える主体的な自助、主体的な共助へと防災に対する意識改革を図るとともに、災害から身を守る最も効果的な早目の避難について、地域における避難体制を構築すること、また、近年課題となっている要配慮者への避難支援について、地域の実情に即した具体的な要配慮者支援体制を検討することとしております。

平成30年7月豪雨の被害状況から、気象情報が的確になってきているにもかかわらず、このような情報が避難に結びついていないという課題が指摘されております。この情報が明らかに命を守るための情報であるにもかかわらず、それを我が事感を持って受けとめていないというのが現状でございます。

ここで、住民主導型避難体制確立事業では、みずから災害に備える主体的な自助、主体的な共助へと防災に対する意識改革を図ることで、みずから尾鷲市土砂災害ハザードマップを手にとり、この情報をしっかり活用していただいて、いざというときに対応するんだという思いを持っていただけるようにしていただきたいと思っております。

これまでの事業実績といたしましては、平成22年度に古江地区をモデル地区に選定し……。

○南委員長 課長、もうちょっと簡単にできへんかな。説明だけで時間を終わっていくみたいなので、やりとりの中で、質疑応答の中で具体的なことは、もう少し簡単にできたら。

○神保防災危機管理課長 資料にございますように、平成22年度から三木浦地区を初め、住民主導型避難体制事業を進めております。

この細かな話を係長のほうから説明させますので、お願いします。

○南委員長 細かい話はいいけど、できたら、質疑応答の中で具体的に教えていただいたらということで、もっと説明は短縮にさせていただいたほうがいいように思います。

○神保防災危機管理課長 端的に、住民主導型避難体制の事業について、係長のほうから報告させます。

○大和防災危機管理課係長 それでは、賀田地区における住民主導型避難体制確立事業につきまして御説明させていただきます。

資料13ページをごらん願います。

こちらは、今年度取り組みを行っていかうとしているスケジュール等について書かれております。

現在のところ、地区役員の方々と、スケジュールも含め、調整を図りながら進めているところをございまして、おおむね月1回程度の検討の場を設けていくこととしております。第1回は9月2日、賀田小学校の体育館で予定されており、この日は、参加者皆様への事業説明と、地区住民の皆様がそれぞれ持っている経験や知識、具体的には過去の災害、避難経路、危険箇所、安全な場所などに関する内容を大きな地図に書き込みます。地区住民の皆さんがそれぞれ持っている知識や経験を地域みんなで共有することを目指します。第2回は9月22日で、三重県防災技術指導員の方による防災講話により、主体的な自助、主体的な共助へと防災に対する意識改革を図る、そのようなことを予定しております。第3回は10月14日で、タウンウォッチング、第4回は、タウンウォッチングの結果を踏まえた地図の内容についての再検討など、第5回は、避難ルールの検討、地図の配布方法の検討などを行うこととしております。

次に、資料14ページをごらんください。

こちら、第6回、第7回につきましては、避難所運営マニュアルの検討を行う予定としてございます。

次に、資料15ページをごらん願います。

こちらが、古江地区における土砂災害緊急避難地図でございまして、古江地区住民の皆さんが自分たちで作り上げられた地図でございまして。これの左上のところをごらんいただきますと、降雨時には、自宅の周辺の様子に注意し、このマップに記載されているような現象を発見したら、すぐに区長に知らせましようとして書かれておりますように、地区住民一人一人が大雨に対するセンサーの役目をし、避難開始の判断の目安となり得る現象などを捉え、予兆現象の報告が三つになったら、区長は各班長に自主避難の開始を連絡するという古江地区独自の避難体制を確立してございます。

避難開始の判断の目安となり得る現象につきましては、この地図のグレーの部分、

オレンジ枠で囲った現象でございまして、10カ所としております。これは、地区住民の皆さんの経験と知識の中から、土砂災害の発生につながるおそれがあるかもしれないと考えられる現象を目安としております。

次に、資料16ページをごらんください。

こちら、土砂災害に関する基礎知識が書かれたもので、この基礎知識の資料と、先ほどの15ページの資料、それから、次に説明いたします資料17ページのものとおわせて各戸に配布がなされております。

次に、資料17ページをごらん願います。

最上段に、尾鷲市古江地区土砂災害緊急避難方法と書かれております。ここには、古江地区の皆さんが検討した避難ルールが記されております。

一つ目の黒四角ですが、いざというときには、防災隣組ごとに協力をして避難することとしています。

それから、二つ目の黒四角ですが、ゲリラ豪雨など局所的な集中豪雨の場合の避難方法についてでございますが、局所的な集中豪雨は突然発生するため、予測が困難であり、行政からの情報だけでは不十分で、そのため、次のような自主避難を開始する基準を考えましたと示されておまして、ここが古江地区独自の避難体制でございます。左の四角で囲われたところですが、住民は、大雨が降り出し、地図を見て、自宅周辺の予兆現象に注意します。次に、真ん中の四角ですが、予兆を発見した住民は、区長に報告します。次に、右の四角ですが、予兆現象の報告が三つになったら、区長は班長に自主避難の開始を連絡します。次に、その下の横長の四角ですが、連絡を受けた住民は、防災隣組ごとに協力して、避難場所に避難します。

三つ目の黒四角ですが、伊勢湾台風のような巨大台風襲来時の場合の避難方法についてでございます。巨大台風が襲来する場合には、上陸の36時間前にはほぼ完全に予測できることから、早い段階で古江地区以外への避難を行います。このような形が古江地区における避難体制となっております。

以上で、土砂災害対策のソフト事業について、防災危機管理課からの説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございました。

ただいまの建設課の土砂災害に対する取り組みの対応と、防災危機管理課からの住民避難体系の確立ということで説明を願いました。

特に賀田地区と古江地区においては、昭和46年の9月10日、山崩れにより合計26名の方が亡くなっているということで、比較的尾鷲市は500ミリ程度の雨

なら災害に強いと言われてはいますが、やはり安心しておいたら絶対あかんと思うもので、これからもまた台風13号が今近づいておるということで、やはり常に緊張感を持って対応、対策は講じていく必要があるということでございますので、これからも、特に防災危機管理課において、指導のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上ですけれども、ただいまの説明で何か御発言のある方はありませんか。

○三鬼（和）委員　最近の大雨とかで、建設課長に特にお伺ひしたいんですけど、小さなところでは、古江と賀田地区においても、南部集中豪雨がいった後に地元の人がよく言ったのは、開発というのか、道路ができて、その後水道が変わったのでこういうことが起こったんじゃないかとか、開発による、製品で言ったら経年劣化というのかな。これがかなり進んでおるようなところが多い。高速道路とか、そういったところだとメンテナンスをやっているんで、事前にキャッチできるということがあるかと思うんですけど、それが1点と、この前、昨年でしたか、市内でも崩落があったところを見ると、荒廃農地というのか、そういうところがふえてきて、そういった2カ所というのには、もう少し点検とか地元の人との連携も含めて強化しなくてはいけないんじゃないかと。そういったことがあってから整理するというのじゃなしに、事前にとということで、尾鷲市でもそういったものがふえておるんじゃないかなと思うことと、それから、1カ月前の大災害とか、ああいうのをテレビなんかでかいま見ておると、杉林とかヒノキ林とか、それから山そのものがすぽっと、谷が落ちておるところを見ると、水産農林課と共同して、ああいったところのチェックというのにも要るので、この地域においては、そういったところにももっと観点を見るべきじゃないかなと思うんですけども、どうですか、その辺については。

○高柳建設課長　委員から御指摘のありました、開発に伴う施設なんかの老朽化、あるいは荒廃農地なんかの崩れるおそれのあるところとか、そういうところ、まずは施設自体は老朽化したことによって水が流れないとかということ、あつてはございませんので、そういうところについては、維持管理というのを適切にやっつけていかなあかんかなというふうにご考慮させていただきます。ただ、施設自体がかなり数も多いものですから、そういうものを全て一つ一つ点検するのはなかなか難しい状況でもございますが、各市民の皆様からいただいた情報なんかによりまして、確認を密に行つて対応していきたいというふうにご考慮しております。

あと、荒廃農地ですとか、山の荒廃地ががさっと崩れてくるんじゃないかという

お話でございますが、まずそういうところについてはこういう形で、レッドゾーン、イエローゾーンという形で、危険箇所のほうがまず県のほうで確認されて、指定されております。そのところをハード対策という形で全てを行っていくのはなかなか難しいことではございますが、先ほどの話と繰り返しになりますけれども、何かそういう前兆とか予兆があれば、我々としても確認を行うとともに、県のほうにもその旨伝えて対応していきたいというふうに考えてございます。

○三鬼（和）委員　我々も地元の人が行って、例えば昨年でありますと、九鬼とか早田地区なんかは、ほとんど住んでいる方も少なくなってきたりとか、畑なんかもそのままということで、よい意味で県が急傾斜として工事はしてくれましたけど、そういったところが特に崩壊しておるのが見られたというのが1点と、あとは市道であるとか県道なんかも、道路を開発した、そのところの石垣になっておるところとか、そういったところがかなり経年劣化してきておるところが多いんじゃないかなとって、集中的に豪雨とかになったときに、その辺もこういった災害を助長するようなのになり得る可能性があるんじゃないかなって、最近、あちこち地元の方に言われて、見て回ると多いような気がするんですけど、その辺については担当課としてはどうなんですか。

○高柳建設課長　道路の開発に伴ってできたのり面とか、そういうものについては、いわゆる道路施設ということにはなっております。そちらのほうについては、道路管理者が県であれば県、市であれば市という形で対応になりますけれども、県道ということであれば、比較的大きな開発で、のり面なんかも大きくなってきますので、道路施設としての点検、そちらのほうは県のほうで実施されておるといふうに聞いております。

市道につきましても、非常に数は多いですけれども、先ほどの話、繰り返しになりますけれども、そういう前兆とか、そういうことを確認できれば、早目早目に対応はしていきたいというふうに考えております。

○濱中委員　ソフト事業のほうで、避難体制確立事業について、防災のほうにお伺いします。

古江地区の防災隣組をつくり上げていくときに拝見しておりましたので、中身に関してはある程度把握はしておるんですけども、これに関しては、8年近くがたってきておりますけれども、特に防災隣組なんかは家族構成も変わってくるということで、更新作業なんかは、市は特にかかわってやっているのか、まちが独自でやっていたらいいのか、どれぐらいのスパンでやっていたらいいのかという

あたりをお伺いしたいと思います。

○神保防災危機管理課長　この事業につきましては、平成22年から、先ほど申しましたように、各地区でやってございますが、何回か更新作業というのは、うちから自主防災であるとか区長であるとか、そのたびに話はさせて、うちも1週間、2週間ぐらいの中で、必ずどこかに防災講話を行ったりしてございます。その中で、各地区に対しての防災講話の中で話し合いをさせていただいたりすることはやっておりますが、現状、しなくてはならないとは考えてはおりますが、まだ旧町内の中でもまだやっていない地区もございます。その辺の話も含めまして、できる限りの地区を選定させていただいて進めている次第ではございますが、今、委員申されたように、前回、住民主導型をやった地区に関しては、もうちょっと改めて確認させていただきたいと考えます。

○濱中委員　これをつくる当時に、片田先生のアドバイスをいただきながらつくってございましたけれども、役所がつくり上げていくものではないですよという先生のアドバイスの中に、住民が主体的にやるものであるということです。これは作業に関しては住民のほうにお任せするのが正解なのかなと思っております。防災の課だけで全ての更新作業をかかわるということは無理やと思ってやりまして、ただ、毎年毎年きっかけとしてのお声かけぐらいは、これをやっている地区にはするべきではないのかなと。つくりっ放しでは、本当に家族構成のこと、あと、地区のハードの状況も年々変わってくる部分もあると思うので、そういったことを定期的に恒常的にできるような、そういったアドバイスは各地区にさせていただきたいなと思っております。

それと、ここの12ページの資料の中で、事業実施として古江地区の隣組までつくって、最後の資料ができていような形までは確認できておりますけれども、23年以降のところ、避難ルール検討という言葉になっておるんですけれども、一つの形としての確立はされていないのかなというのが1点確認したいのと、あともう一点、これは学校防災にかかわってくることなので、教育委員会のほうにお尋ねせないかと思うんですけれども、ちょっときょうは教育委員会はいらっしゃらないんですけど、もし防災として把握していることがあったらお答えいただきたいんですけれども、避難ということに関しまして、防災教育は津波が中心となっておりますけれども、尾鷲市においては、人的被害をこうむったのが、土砂災害に対して、やっぱり学校、児童・生徒ということがございましたので、そういったときの避難の判断の責任所在といいますか、そういうものがきちんとガイドラインというか、

プランとして持っているのかどうか、そのあたり2点、お願いします。

- 神保防災危機管理課長　　今の住民主導型の話に関しましては、その当時、その地区、その年度によりまして、クローズアップされるのが津波であったり、メインテーマは津波になっていったりするんでございますけれども、この住民主導型避難体制確立事業につきましては、土砂災害、津波に関して、全般を住民に対して指導じゃなく、県の指導もございますが、住民の方で話し合っていたかという事業でございませぬ。

　　続きまして、避難の計画というか、これは私どもが思っておるのは、この事業に関しましてはもうございませぬけれども、住民の意識を上げていく、早目の避難の呼びかけ、これに尽きると思っております。これが責任どうのこうのという話になると、ちょっと申しわけないですけど、住民の意識を、広報なり、あらゆる手段を使って意識を上げていただくという方針で進めております。

- 濱中委員　　済みませぬ、二つ一遍に聞いたので、ちょっと話をごっちゃになっておるかなと思うんですけども、責任の所在というふうに言いましたのは、学校からの避難において、例えば尾鷲市として、教育委員会が中心となって各学校に、土砂災害のときの避難体制のつくり方ですね。といいますのは、これは津波でしたけれども、せんだっての東北の災害のときでは、各学校長の判断のもとに名案が分かれたようなことがございました。土砂災害におきましては、恐らく津波よりも、自宅におるよりは学校におったほうが安全という、そういった例も出てきておりますので、そういったときの判断基準ですとか、そういったものがある程度市として確立されているのか、それとも全て学校長の判断に任されているのか、そのあたりがきちっとわかっておられれば確認したいなと思っております、その部分でお聞きしました。

- 神保防災危機管理課長　　教育の部分が含まれておりますので、明確にはお答えはできませんけれども、もちろん防災教育として、うちは教育と、向こうの事業でありまして、うちからもかかわって連携を図るとか、そういった形の防災教育はしておるつもりでございませぬので、市の体制としましては、課長級全て、すぐに連絡をとれる体制でおりますので、その辺はできるだけ早目の連絡を取り出して、最善の方法を考えておるところでございませぬ。

- 濱中委員　　特に学校、児童・生徒の土砂災害からの避難ということに関して、過去の尾鷲市の大災害におきまして、本当にここにおったらというような後悔があるような部分を聞いておりますので、これは市長のほうにもお願いしたいんですけども、ある程度、判断材料をきちんと学校側に渡す、そういった体制ですとか、

判断基準がどういうことであるのかということは、やっぱり学校現場は気象は素人やと思いますので、そういった体制を確立するということは、防災教育の中では確立しておいてほしいなと思います。よろしくお願いします。

○奥田委員　　まず、建設課長にお伺いしたいんですけども、資料として、土砂災害、防災のほうもそうですけど、わかりやすくつくっていただいて、ありがとうございます。

ただ、私は、きょう、この資料を見て、ちょっと辛口でごめんなさいね。資料はよくできていると思うんですけど、またはぐらかされたというか、僕は前から言っておる。きょうは、防災計画を僕は聞かせてもらえるのかなと思ったんですよ、財政も含めてね。それなのに、11ページに県の急傾斜の事業がありますよ、30年度がありますよ。ほとんどはソフト事業の自己啓発、自助、共助かな。市民の方にそういう教育をしていくんですよみたいな、またはぐらかしましたよね。はぐらかしていませんか。

僕は、この4ページのところでも、土砂災害、建設課長にまずお聞きしたいんですけど、近年ふえていますと。それに対して、ハード面でもソフト面でも重要性を再認識しましたという話をさっきされていきましたよね、たしか。僕はちょっとぼんやりしか聞いてなかったんですけど、たしかされていたと思うんですけど、その辺の建設課長自身のハードも含めた、今の尾鷲の財政状況を考えて、どの程度計画をお持ちなんですか。その辺のところをきちっと僕は示してほしいなと思っておるんですけど、その辺は描いておられるの。

○高柳建設課長　　今回、土砂災害ということで、土砂災害に係る説明をさせていただいたわけなんですけれども、その中でもハード対策、ソフト対策、それは両輪でやっていかないかんとというのは私も認識しておるところでございます。その中のハード対策というのは、法律に基づきまして県のほうでやる事業、あるいはソフト対策とか市のほうでやる事業とか、その辺は役割が分かれていますので、それぞれが対応を図っていく必要があるかなと考えております。

○奥田委員　　ただ、市はソフトで、ハード面は県とか言われましたけど、でも100%、10分の10で全部出してくれるならいいですけど、これは急傾斜なんかでもそうじゃないのもあるじゃないですか。ソフト面だけ市で考えたらいいやと。ハードも当然考えながらやらないかんでしょう。その辺はどうなんですか。その辺の優先順位とかを含めて、きちっとした考えをお持ちなのか。

というのは、僕、この前のブロック塀の話も突然ぼーんと出てきて、2,200

万。もう反対できん状況の中で突然ぱーんと出てきた。だから、市長だって財政再建をこれからやるというふうに言うてる割には、財政に対してきちっとした計画がないんですよ。財政計画自体がないんです、尾鷲市には。だから、この辺のこともきちっと、僕は建設課としても、ハードは県がやればいいんやと、ソフトは市がやればいいのみたいな、さっきちょっと聞こえたんやけれども、その辺のことをきちっと考えておられるんですか。きちっと、市長も含めてそうだけど、その辺は市長と話しているんですか、どうなんです、市長。

○高柳建設課長　　ちょっと私の言い方で、ハードは全て県やということで、ちょっと誤解を与えたとしましたら、申しわけございませんでした。

委員お指摘のように、ハード対策にも、やはり我々、負担金という形でも当然負担しております。うちの市の状況で、優先順位とかでも県が全てやっていくということではないというのも認識してございます。

市として、じゃ、どこを優先してやっていくのかという話もありますけれども、やはり基本的にはイエローゾーン、レッドゾーンの中で、危険度が高いレッドゾーンが優先されることにはなるかなと思うんですけれども、レッドゾーンの中でも、例えば地域防災計画なんかで位置づけられた避難場所ですとか、要配慮者の利用施設、あるいは防災上重要な施設とか、そういういろいろな考慮すべきところがあると思いますので、そういうところも含めて、県とは十分に予算面も含めて相談はしていきたいというふうに考えてございます。意見とかも含めて協議を重ねていきたいというふうに考えています。

○奥田委員　　協議を重ねていくという、もうハザードマップはできているじゃないですか。レッドゾーンもイエローゾーンもわかっておるわけでしょう。これからどうしていくかと。尾鷲市として、どれだけの予算を出せるのかとか、きちっとその辺のところぐらいは出して、あとは県にこれぐらいは出してもらいたいとか、大ざっぱでええもんで、そういう計画を僕は出してほしいんですわ、そういう財政を含めた。こうしたいんだあしたいんだばかりじゃないですか。各課そうやで、今の尾鷲市役所の。何か具体的な財政の話って出てこんのですね。市長は財政をやるんやといいながら、財政再建をやるというんやったら、きちっとした財政に基づいた計画を出してこないかんと思うんですわな。

防災のほうも、この前も言うてるけれども、自主防災会の7万円を出す補助だって、3分の1は自分らで負担せいと、この4月から厳しいじゃないですか。3分の2は出してやるけど、3分の1はおまえらが負担せいと。避難路整備だってそ

うじゃないですか、300万しか年間なくて、ブロック塀で2,200万出すんやったら、何で300万しかないのかなと。それを30万で10カ所だけ出せんと。何年もかかって、賀田でも7年かかるというのかな。小学校と保育園の間の避難路整備だけでも。何かいろんなことが、僕は優先順位というのがきちっとしていないんじゃないかなという気がしているんですけど、その辺のきちっとした計画を示してくださいよ、防災危機管理課長。どうなんですか、その辺。

○神保防災危機管理課長　　今、委員おっしゃるように、避難路整備事業であるとか、こういった形は、市全体でやっていくものであるというのは、もちろん考えてございます。ただ、うちが財政状況という話をするのもあれかとは思いますがけれども、住民主導型とかソフト事業でやっていくというのは、もちろん並行してやっていかなあかんのですけれども、避難路の整備とかは、今300万と申しますけれども、当初は補助金もついてございまして、2分の1補助という事業でスタートしております。現在も市単で全部300万の中で動いておるのが現状でございますが、これに関しても、やはり区長、その他長の方と相談しながらやっていっておるのが現状でございまして、その辺は理解していただきたいと思います。

○南委員長　　奥田委員、本題のほうへ戻していただいて。

○奥田委員　　理解はしていますよ。でも、何か矛盾していませんか。市単でやらないかんと。市の負担でね。補助金ないでしょう。県からも国もないんでしょう。その300万が大きいと言っておるんでしょう。300万が大きいから避難路も皆さん、できませんよと言っておりながら、2,200万の予算がぼーんと出てくると、ブロック塀の。ブロック塀も取る費用よりも設置する費用のほうが高いとかね、新しく。取るだけでもいいのになと、僕は、危ないと思うんやったらええので、そういうことも考えんとぼーんと出てくる。その辺の僕はおかしさを感じるんやけれども、その辺をしっかりとしてほしいということを僕は申し上げておるんやけどね。それはきょうは入っていないのやったらそれでいいですわ。

1点だけ、古江のほう、十何ページかな、最後のページのところで終わるけれども、避難場所というのは公民館しかないんですか。これ、最後のページを見ても、みんなで巨大な台風が来たときは、古江地区以外、避難したらええんやみたいなの、こんなことになっておるけれども、避難所は、古江小学校の跡地もあけてもらえておると思うのやけれども、こういう考え方なんですか。避難所は、基本的には、海の端の公民館だけなんですか。

○神保防災危機管理課長　　古江に関しては、今、委員おっしゃるとおり、コミュ

ニティプラスその場の状況に応じてしお学舎等をあけていただく話になっております。御承知のとおり、今、市から派遣するとなると、1名ずつ、今のところは避難所へ派遣させておりますけれども、状況を判断するのが私どもでございますけれども、その状況に応じて、基本はコミュニティーセンターですけれども、適宜、そういう大災害であれば対応させていただきたいというか、それをどこへ逃げるとか、そういう意識を高めるために先ほどのソフト事業の住民主導型をやってございますので、そういった面も含めまして対応していきたいと考えております。

○奥田委員　1人つかなあかんかなという、大変だからということがあるけど、今言われたように、公民館と、それから古江小学校跡には、しお学舎のところがついていただけるけど、区長がよく言われているのは、診療所があったちょっと高台のところね。あの辺のところ、あそこをあけてもらえるといいんやけどなという話はようされていますでしょう。課長のところにも来ておる。そういう要望にそんなくただって、なかなかそんなことすらできないんですか、今の尾鷲市役所は。それなのに2,200万の予算がぼーんと出てくるの。そこがようわからんのですわ、僕は。

○神保防災危機管理課長　その2,200万の話はちょっと置いて、今のそんなことしかできないということはないので、やっぱり区長との調整のもと、避難所開設については我々も協議しておりますので、やはり区長と話は綿密にさせていただいていまして、そういった意見があるのも委員さんも御存じかと思っておりますけれども、そこに関しては調整はした結果、今のところこういう、しお学舎、コミュニティ2カ所、避難はできるという可能性のもと協議させていただいています。

○仲委員　11ページの、建設課長に。急傾斜地崩壊対策事業、一般的な急傾斜地の採択条件、地元負担金、簡単にちょっと御説明願いたいんですけど。

○高柳建設課長　採択条件といたしましては、交付金事業でやる場合と県の単独事業でやる場合と少し異なってくるかと思っておりますけれども、保全人家の戸数ですとか、そういうものによって一定の保全対象があるものなんかが事業としての対象になってこようかと思えます。

その中での優先順位といいますのが、先ほどちょっと申しましたように、防災上重要な施設ですとか、そういう要配慮者の利用施設とか、保全対象の重要度に応じて、そのあたりは優先順位を考えて進められるというふうに伺っています。

○仲委員　11ページの急傾斜地の中井浦2地区、宮の上・九鬼地区については、地元負担金はあるんですか、3件。

○高柳建設課長 急傾斜地対策事業につきましては、地元負担金、ございます。

○南委員長 担当のほうで教えてください。

○高柳建設課長 地元負担金じゃなく市町の負担金ということで、私、御説明させていただきましてけれども、地元地区としての負担金はございません。

○仲委員 わかりました。

もう一点、変な質問なんですけど、何件か、砂防堰堤が尾鷲でもできていますけど、ある一定の時期に、10年、20年のスパンの中で土砂が流れてきて、砂防堰堤がどーんと満杯になりますね。満杯になったときの、またその土砂を取り除くというような規定というのはございますか。

○高柳建設課長 どれぐらいの量になればというような明確な基準はちょっと私も把握してございませんけれども、通常の維持管理の中で、ある程度、土石流によってたまるケースもあれば、少しずつたまっていくケースもあるかと思えます。少しずつたまっていくケースにつきましても、ある程度一定、満砂になれば、機能としては、やはり整備時期から劣るとは思いますので、そのあたりは順に維持管理の中での撤去というのは考えていく形になると思います。

○南委員長 よろしいですか。

○野田委員 仲委員とか奥田さんの質問に関連するんですけれども、一つは、11ページのところなんですけれども、土砂災害対策事業で、県のほうはイエローゾーン、レッドゾーン等に関して、そこを中心とした形で優先順位を決めていく。また、市のほうにおいても、そこら辺を中心に決めていかれるということなんやけれども、要は、いろんな新聞では、自治会連合とか自主防災会さんが、県のほうとか市の市長等との話し合いの中でいろんな案件が出てくるわけなんですけれども、そこら辺の意見の吸い上げというものの中での優先順位というのはどのようにされているんですか。

○高柳建設課長 優先順位の吸い上げという形で、各地元の自治会さん、区の方から、ここが危ないとかという話はいろんな地区からもいただきますので、そういうものについては、速やかに県のほうにも状況を申し伝えて、市としても進達するような形になってございます。ただ、ちょっとこれとこれとこれの中のこれが1番、2番とかというのも、なかなか順位づけも、守るべき施設、あるいは危険度に応じて状況が異なってくると思いますので、そのあたりは個別の危険箇所の中で個別に判断していくことになろうかなと思います。

○南委員長 ちょっと野田さん、ここで待ってくれますか。

緊急食中毒発令がされたということでございますので、ぜひとも早く市民に情報を教えたいということですので、担当の人に、ちょっとここで済みませんけれども、入っていただきます。緊急情報だそうです。緊急みたいな感じで、発表させてくれということで急に話がありましたので。おる。待っていない、まだ。緊急やと言うもんで、今あれしたのさ。

(「じゃ、伝えます」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ちょっと暫時休憩します。済みません。

(休憩　午前11時05分)

(再開　午前11時13分)

○南委員長　　それでは、会議を再開いたします。

○野田委員　　私がこういう質問をしたというのは、やはり自治会とか自主防災会とかの意見を市がどれだけ把握して、意見交換の中で、ここの重要実態も把握することですので、その中で本当にここは危険の優先順位が高いとか、そういうものを自主防災会の方との意見交換会とか、自治会の連合会の方かわかりませんが、そういうところで優先順位をちゃんと説明して、財源的にも難しい中であえてそういうことも必要じゃないのかなというふうに感じましたもんで、それを言わせてもらったんですけども、もう一点は、継続というのと、30年完了予定とあってあるわけなんですけど、仲さんも言われておった新しい資金をどのようにして引っ張ってくるのかとかという部分は、県のほうの事業割合の中で、財政的にこれだけだから、今年度はこれだけというような計画はあるんでしょうけれども、そういう新しい資金というのは、予算というのですか、そういうものは引っ張ってこられるということは難しいんですか。ちょっとわからないもんで、教えていただきたいんですけども、そういう資金を引っ張ってくるというのは。メニューですね。

○高柳建設課長　　砂防なり急傾斜なり、メニューとしては、国のほうでも重要な施策に対していろいろと挙げられておりますけれども、私もちょっと、具体的にどういうメニューがあるかというのは、今後勉強しなあかんところなんですけれども、県としてもやはり、予算面とか、そういう事業の実施のしやすさとか、そういうところも十分考えて、有利なメニューというのがあれば、それに対応していただくことになるかなと思います。

○野田委員　　ありがとうございました。

もう一点は、ソフト面の、古江地区の先ほどから話が出ているんですけども、

土砂災害緊急避難方法というんですか、そういう部分は、実際に古江のコミュニティーセンターに避難されている住民の方を見るんですけれども、あれは、区長さんのところに危険度が増しているからという、そういう情報を集める方がいて、そういう形で運用されているんですか、実際に。どうなんですか。教えてください。

○久保防災危機管理課主事　先ほどの質問なんですけれども、住民さんからは、そういった連絡等を区長のほうに集約して、避難していると。区長のほうからも、避難所を開設した場合には防災のほうにも連絡が来ますので。また、先ほどの濱中委員の質問にもあったんですけれども、防災隣組の表について、毎年1年定期ぐらいで区長のほうから連絡が来まして、こちらのほうで更新作業も行っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○野田委員　わかりました。

そういう運用面の実態的な部分を形骸化することのないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○小川委員　建設課にちょっとお伺いしたいんですけれども、一昨年、県のほうの補助金50%カットというような話がございました。そんな中で、急傾斜の工事も3年かかるところが5年に延びたり、そういうこともあり得るということがあったので。それが原因かなと思って、県が急傾斜の工事することが決まっても予算がつかないとか、なかなかそういうところがあるんです。今後、県のほうはどうなんですかね、まだ補助金という形は。

○高柳建設課長　補助金という、いわゆる県の予算ということだと理解しましたけれども、詳細な数字とか、そういうものについては、私もこういう立場でおる以上、なかなか把握してございませんけれども、聞いておるのは、やはり県としても予算はそんなに楽じゃない、厳しい予算状況というのは聞いておりますので、そのあたりは、今後、うちとしてはできるだけ多く確保していただくような形では働きかけしていきたいとは考えていますけれども、なかなか今後どうなるかというところまで、ちょっと私も実際のところは把握できていないのが実情でございます。

○小川委員　ということは、今までどおりというか、工事も要望してもなかなか、10要望しても五つしかやってもらえないとか、そういう可能性も大ということなんですよね。

○高柳建設課長　そうですね。あくまでも予算に応じた実施というのがそういう

形になるかなと理解しています。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 2点ほど、市長の考え方をちょっとお聞きしたいんですけど、基本的に複合災害という問題があると思うんですよね。台風と雨とか、地震と津波とか。そういうことを考えたときに、今のガイドラインでは、避難場所が、なかなか課題が残しているのかなと。ハザードマップには、ここでいう特別警戒区域の近くに避難場所があったりとか、この辺の見直しは必要じゃないかなという1点目。

2点目は、土地の所有なんですけど、公共用地として所有する、あるいは管理しなきゃいけない河川だとか、そういう場所。それとあと、背後には民有地という場所に施設づくり、いわゆる擁壁をつくったり網ネットをやったりとか、いろいろ作業はあると思うんですけど、この辺の事業計画を今後早目に立てていかないと、起きてからやりますではなくて、もう既に土砂災害の特別警戒区域がたくさんあるわけですから、こういうのをしっかりと計画性を持って準備しておかないと、財政上厳しい中で、時間がかかってもいいからやっていきますというところを、市長のこれからの考え方をちょっとお聞きしたなと思うんですけど。

○加藤市長 避難場所につきましては、今、それぞれの地域に避難場所があるという。これを是として考えているわけなんですよね。これがどうなのか、ハザードマップで。おっしゃるように、私も常に見ているんですけど、真っ赤っかなんですね。これと連動しながら、避難場所をもう一度見直すということは必要かもわからないですよ。ただ、今の状況からしたら、これは土砂災害なのか津波なのか、あるいは地震なのか。とりあえず一応土砂災害ということ考えた場合と、きょうはこの雨ですね。一回見直すというか、もう一度、これが本当にふさわしいのかどうか、正直言って私ではわかりません。専門家を交えた形の中でこれはやっていかなきゃならない話じゃないかなと。

あと、この辺の土地の話なんですけど、非常に難しい話でありまして、私もこの質問を受けたのは初めてでございますので、これはもう一度担当、これについては、土地のあれでしたら、我々の財政の管財という、こういう部分とか、当然建設がかかわってくる。特に土砂災害という、これは防災もかかわってくる。ちょっとその辺のところで、全体的な打ち合わせというのが僕は必要じゃないかなと思っているんですよね。今のところ、それぐらいのお答えしかできないんですけど。

○三鬼（和）委員 関連してなんですけど、具体的に市長にお伺いしたいんですけど、中村山公園は、土砂災害も特別警戒区域にも両方ともなっておるんですけれ

ども、それと同時に津波の避難場所ということにもなっていますよね。これの監修をしていただいたのが、片田先生にさせていただいたということで、両方とも御理解はされておる中でこういったのができてきて、市としても、小学校の避難場所、あるいは海岸部に津波タワーがないというので、中村山まで何とか逃げましょうということを防災のソフト面でも話しておるんですけど、昨年でしたか、有志の方々によって、景観的な意味で、背が高くなった木であるとか老木というんですか、そういったところの手入れなんかもさせていただいたんですけど、ただ、こういった災害的には、津波避難であるとかといいながら、ほとんど手入れしていないというのか、避難路とか、そういうのはできましたけど、そういった意味で、かなり古い木であるとか、背が高くなった、特に南側なんか生い茂っておるようなところがありまして、豪雨とか津波が同時には来ないことを願っておるんですけど、ただ、期間的に前後してそういう災害に遭うということは、これは免れやんことが起り得るかもわからないという段階で、中村山について、もう少し市として具体的にそういった避難場所であるということ、あるいは土砂災害の特別警戒区域ということを含めて整備していくということのお考えとか、計画を立てるということについては、市長はどういう考えをお持ちなんですか。

○加藤市長　　基本的には、中村山に逃げなさいと。地震が来て、津波警報が出た場合には、中村山に一目散に逃げなさいと、これは基本的な話ですね。こういうレッドゾーンがありますので、そういった。

もう一つは、大きな話の中に、逃げる場合の通路の話、いろんな話、いろんな問題点を聞いております。基本的には、中村山にそうしなさいと指示しているんですから、その整備というのは僕はやっていかなきゃならないと思っております。いつまでにやるんですかということについては、またちょっとこれは答弁はあれですけど、しかし、これはやっぱりやっていかなきゃならないと。

一方では、ここが中心であります、人の命を守るという、そういう防災、人災等々に対応するがためのもの。一方で、中村山というのは尾鷲のシンボルだという、一方ではこういう考えを持っている。これについての整備計画というのは考えていかなきゃならないんじゃないかなと思っております。

○三鬼（和）委員　　私有地との境界とか、いろいろあろうかと思うんです。中村山公園としての機能というのか、景観的な意味合いもあると思うんですけど、ただし、大きな意味で、小学校のかけ橋であるとか、市民の方にも浜のほうに避難タワーというか、民間のビルとかをお願いしておるところがありますけど、できるだけ

中村山まで何とか逃げましょうという訓練、我々も浜のほうの人間としてはいろいろやってきたという経緯がございますので、今、市長がやっていかなくちやいけないということを言っていましたので、これは具体的に計画を立て、あるいは実施計画等々にも結びついて整備をしていかななくてはいけないという意味での市長の説明なんですか。いかがですか。

○加藤市長　計画とか構想というのはつくっていかなきゃならないと私は思っております。それをいつまでにとということになると、非常にいろんなほかのもの等もありますから、それをどういうふうなものを優先的にやっていくのかということもこれは考えていかなきゃならない。だから、この前から災害に対する対策計画というのは、これはほかの委員もおっしゃっていますように、これは大事だと思っております。これはきちんとした形の中の、今何が欠けていて、問題になっているのはどうなのか、尾鷲としての災害対策計画というのはきちんとしていかなきゃならないと思っています。もちろんこれは、前々から一応うちには基本的なそういうものはありますけれども、それも精査していかなきゃならないと思うし、そういう形の中で、本当に命を守るという最大限の重要な対策であると思えますし、これをやっぱり一歩ずつ進めていかなきゃならないと思えます。

○三鬼（和）委員　先ほどからも奥田委員が、財政的なことも踏まえてなんですけど、そういったことが実施に結びつくかどうかということも祈願しまして、少なからずとも構想であるとか、整備計画的なものまでは具体的に早い時期にやられると受けとめていいんですか。公園としての機能もそうですし、避難場所としての機能を含めて、木の問題等も含めて、そういった形でどのように中村山を整備していくという、そういった整備計画まで具体的に立てられると理解していいんですか。

○加藤市長　防災計画という大きな話がありますよね。まず、やっぱりこれについては、一応うちのほうについては基本的な考え方による進め方がありますよね。今度、あとは一つずつのところの対策ということは絶対必要だと思っております。

だから、それも、中村山の整備計画も一つであると思っております。

○三鬼（和）委員　それは理解しておるんですけど、中村山についても、そういった意味で整備計画を、実施計画は具体的にどうかあれなんですけど、整備計画については具体的にやられるということですね。言葉で説明以上に、図面でこんな形にするとか、そういったところまでは、ほかのことも含めまして進めていくということは間違いはないんですね。

○加藤市長　本当にこの計画というのは、僕は必要だと思いますよ。

○奥田委員 簡潔に済みません。市長にお聞きしたいんですけど、避難タワーはもう設置しないんですか。

○加藤市長 この前、返事で中日新聞でこういう話があって、今設置するんですか、しないんですか、どういうお考えですかということで、今は避難タワーにつきましては考えておりません。その前に、防災対策として大きくやらなきゃならない話がありますので、そっちのほうを優先しますということで。その計画がきちんとしてできれば、次の段階というのは、避難タワーをどうするかということも考えていかなきゃならないと思っております。

○奥田委員 そうすると、寂しいことですけど、東紀州5市町の中で、尾鷲市だけ今ないんですか、避難タワー。ちょっと前に北浦につくるとか、矢浜につくるとかという話が出ていましたけれども、それも頓挫して。市長にもう一遍確認しますが、市長の去年の選挙の中で、避難タワー設置は公約だったと思うんですけど、公約を掲げておきながら、今になって設置しないということなんですか。そういうことで市民の方に理解を求めるといふことなんですか。あの公約は何だったんですか。

○加藤市長 避難タワーを設置しませんということには言っておりません。ただ、今優先的にやっつけていかなきゃならない問題が発生しているので、そちらのほうを優先して、次のレベルでというような考え方でそういうお答えをしました。

○南委員長 奥田委員、あとは一般質問のほうで。

○村田委員 さまざまな議論を聞いておまして、尾鷲市がまず財源がないという中で、市民の方々の生命と財産をどう守っていくのかということに尽きると思うんですが、他地域では、今、奥田さんの話にもありましたが、避難タワーとか、防災のための道路整備とか、さまざまながやられておるんですね。しかし、尾鷲市はそれをやろうにも財源が非常に厳しいということで、他市の事例を参考にしながらやるということも必要ではありますけれども、金がない尾鷲市の中で、今最大限に何ができるのかということの基本理念に、防災計画、それから整備計画というものを、賢明な市長、課長を初めとして、ひとつお考えをいただくように心よりお願いをしておきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○加藤市長 先ほども申しましたように、やはり防災計画というのは絶対必要だと思います。それに伴う整備計画が、何がどういふふうにと、この計画というのはつくる必要は当然あると思います。それを具体的にどう落とし込むかということに

については、いろんな条件を満たしながらやっていかなきゃならないと思っております。その辺のところを御理解いただきたいと思っております。

○南委員長　　よろしいですか、皆さん。

きょうは、あえて土砂災害にテーマを絞ってさせていただいたのは、やはり最近の土砂災害による死者がすごいということで、決して尾鷲市自体が安全なまちじゃないですよということを認識するべきだと思うんですね、そういった意味では。恐らく1,000ミリ以上の雨が降るとどこが崩れるかわからないというような状況でありますので、市としてもハード面、ソフト面とあるわけですがけれども、土砂災害というのは、やはり住民が高い意識を持って、みずからの判断で素早く避難するというのが一番大きな役割だと思うんですね。そういった意味でも、行政もハードだけじゃなしに、ソフト面のほうも十分地域の住民とお話を進めながら、より安全安心なまちづくりのために頑張りたいと思います。

きょうはありがとうございました。

引き続き、商工課に入ってください。

次に、海洋深層水の利活用についてでございますけれども、この件につきましては、去る7月13日、市長が大阪のほうのLDビバレッジのほうへ出向いて、いろんな尾鷲市としての対応なり考え方を述べさせていただいたということでございますので、その訪問も兼ねて御報告をお願いいたしたいと思っております。

○加藤市長　　まずもって、尾鷲海洋深層水の件につきまして御報告させていただきます。

6月の常任委員会で御報告させていただいております株式会社ライフドリンクカンパニー、これはLDビバレッジの親会社でございます。

ちょっと座って報告します。

その子会社のLDビバレッジ、これは本社と本店というような感じで、要するに大きなあれでございますので、一致して、そこの件について、要はこの前も御報告させていただきましたとおり、深層水の製造ラインがとまっているということが、この3月ぐらいからずっと続いていて、6月に当市の課長がお伺いして、いろんな話を聞いたんですけれども、7月13日には、私、市長としてLDビバレッジのほうに訪問させていただきました。その内容につきましては、要は深層水事業を再開していただきたいという要請一本でございます。これはどうしても再開してほしいと。

その中で、企業側の事情というのもお聞きしました。これを今、私の口のほうか

ら全部お話しさせていただきたいと思っておりますけれども、実は、ライフドリンクカンパニーというのは、昨年、平成29年の3月に統合された新しい会社なんです。それが統合された前の、あさみやと平成29年の3月に統合されて、6月に新会社として組織も統合されたと、こういう会社でございます。そういった中で、その翌年の3月に海洋深層水の事業がとまっていると。これは要するに、何といいますか、そこの取水管等々が故障していて、うまいことっていないというような話で、私が7月13日に深層水事業を再開させていただきたいと、この要請一本でお伺いしました。

相手方の話になりますと、要するにいろいろ努力はしておりますと。故障を直して、いろいろ故障もあれしながら、どんどん原因を追求しながら今日に至っておりますけれども、非常に大変だと。また一方では、海洋深層水事業についての今後の方向性というものが、要するに非常に需要が少なくて、大変な状況にあって、赤字続きであると。そういう自分のところの事業の内容についてお話を聞きました。

ただ、私どものほうとしましては、過去からの海洋深層水事業の経緯、こういうことも話して、また、尾鷲市としての費用というのは、これぐらいの費用を負担しておりますと。だから、こういうことも含めて、深層水事業再開の要請を改めて行ってきたというのが趣旨でございます。

今回の場合には、口頭での要請でありましたんですけれども、正直言って、企業側と我々行政側との考え方は全然違います、基本的には。だから、企業側というのは、まず基本的には、事業が不採算の場合には、それをスクラップしようと。特に合併した会社であると私は思うんですよ。合併した会社で、これからどんどん事業を進展していこう、発展させていこうというような事業について、やっぱり不採算は切るといような考え方があるのではないかなと、そういうような内容のものをおっしゃってましたので、恐らくそういう形であると。

そうすると、尾鷲海洋深層水、この事業については、私の感触では、恐らくやめてしまうんじゃないかなと。要するに、向こうはやめるということは断言していません。ただ、事業自体が非常に真っ赤っかの赤字で、それに対して非常に費用もかかるし、需要も少ない。こういう事業については、要するに、彼らとしてはもうはっきりわかっていることだと。

一方の飲料水のペットボトル事業も一応やっていて、ここのところで尾鷲市に貢献させていただこうというお話がございました。私自身は、それは本末転倒しているんじゃないかなという思いがありましたが、そんなことは言っていませんけど、

そういう思いの中で、基本的には協定書をもう少しひもときながら、どういう形で、我々としては、海洋深層水事業を、この協定書をもとにしながら進めないで、方向性として、恐らく事業はやめる形になっているんじゃないかなと私自身は感じましたので、とりあえず一応今回口頭で要請をして、余りいい返事をいただけませんでしたので、今後文書を含めて、引き続き深層水事業を再開してくれと。積極的に取り組んでいきたいと思っております。

基本的には、先ほど申しましたように、協定書で、やっぱり我々が追及できるものについては徹底的にあれしながら、何回か弁護士とも相談しておりますんですけども、今後は文書でもって要請書というのか要望書ということを向こうに、要するにお願いしながら、具体的に今度どんどんどんどん進められるように。

ただ、今のところ方向性としては非常に崖っ縁です、事業として。じゃ、それに対してどう対応というのか、対抗していくのかということ、今、弁護士とも協議しております、やはり我々として、このままだめだったらだめで引き下がるんじゃないしに、やはり海洋深層水事業について、まず徹底的にもう一度こちらから製造再開というものを要請し、一方では、できない場合には、ある程度の彼らに対する対応を、私たちは一応やりますよというようなことも考えていきながら進めていきたいと思っております。

ざっとこういう話なんですけれども。

○南委員長 課長もありますか、補足で。

○北村商工観光課長 それでは、商工観光課です。よろしく申し上げます。

まず、深層水の説明に先立ちまして、さきの港まつり、無事終了いたしました。担当課といたしましてもお礼を申し上げます。ありがとうございました。

深層水につきまして、去る6月の常任委員会につきましても報告させていただきましたが、今回、資料といたしまして、当時のあさみや及びしお学舎と本市の歩みを御用意させていただきました。資料をごらんください。通知をさせていただきます。

簡単に概略を抜粋して御説明をさせていただきますが、平成16年10月に尾鷲市とあさみやが協定書を締結いたしております。翌年、17年8月には、二つある名柄工業団地のA区画につきまして、あさみやと仮契約を行いました。その後、あさみやの子会社が、尾鷲名水株式会社が設立されたことから、一旦あさみやとの仮契約を解除いたしまして、平成18年3月に、その解約したA区画を尾鷲名水株式会社と契約いたしております。それによって、その後、平成18年4月にアク

アステーションの取水が開始されております。その翌月には、尾鷲名水株式会社が操業されておるということになっております。その翌年、尾鷲深層水しお学舎株式会社が操業開始をしております。同年11月には、二つあったもう一つのB区画、名柄工業団地のB区画を売買契約で尾鷲名水株式会社と契約しております。先ほど市長が申しあげましたように、平成29年3月にあさみやと明和が合併し、ライフドリンクカンパニーが発足、子会社のあさみやが、10社が合併しまして、LDビバレッジが発足しておるということになっております。

過去としましてはこのような流れでありました。今後につきましては、LDビバレッジの深層水事業再開へ取り組んでまいることと、少しでも海洋深層水の需要拡大に向けまして、まず担当課みずからも考えることは第一でございますけれども、当委員会からの御意見、また、多方面の御意見を伺いながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 奥田委員 課長にちょっと確認したいんですけど、当初の平成16年のときの協定書というのは開示できないですか。
- 北村商工観光課長 原本はありますので、開示はできます。
- 南委員長 今持っていますか。
- 北村商工観光課長 済みません、今手持ちではございませんので、お時間いただければデータで。
- 南委員長 ちょっと休憩します。そしたら、用意して下さい。暫時休憩します。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午後 1時18分)

- 南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。
奥田委員さんから求められた協定書のほうが、今、タブレットの前へ入っていますので、御確認をお願いいたします。

- 奥田委員 協定書、ありがとうございました。

私、もうちょっと具体的にフローみたいなのがあったと思うんですよ。1日120トン利用するとか、お茶をつくるとか、その資料というのは今用意してもらえるのかな。

- 北村商工観光課長 奥田委員おっしゃられたのが、済みません、きちんとした日程を覚えていないんですが、平成十数年当初のときの当時の委員会の資料のこと

で、あさみやから出された事業計画書のことでよろしいでしょうか。

○奥田委員　そうですね。できればこの協定書と事業計画というやつを出していただけるとうれしいですけどね。

○北村商工観光課長　今求められた資料を用意させていただいてもよろしいでしょうか。

○南委員長　よろしくお願いたします。

○北村商工観光課長　今準備させていただきますので、もう少々お待ちください。

○奥田委員　そしたら、ちょっとほかのことを。

まず、市長にお伺いしたいんですけど、7月13日にあさみやさんのほうへ、LDになるんですか、大阪のほうへ行かれたということなんですけど、どういう立場の方とお会いされたんですか。

○加藤市長　説明不足でございましたので、その辺のところも含んで、ちょっと説明させていただきたいんですけども、まず、社長にアポイントをとったんですけども、とれませんでした。立場の人は、株式会社LDビバレッジ、人事総務本部取締役人事総務本部長、水野さんという方にお会いしました。ここの組織はちょっとよくわからないんですよ。取締役で人事総務本部長という方ですので、しかるべき人じゃないかなと思いました。上に常務がいるとか専務がいるとか、さっぱりわかりません。だから、僕はナンバーツーぐらいじゃないかなという思いでお会いしました。

○奥田委員　でも、人事総務本部長ということは、営業畑、総務畑とあるとしたら、総務畑ですよ、当然。こういう話というのは、営業畑の担当役員の話というのは聞けなかったんですか。

それともう一つは、市長が企業で言ったら社長ですよ。市長なんて絶大な権限を持っているわけですから、それがアポイントをとって申し込んだのに、社長と会えなかったって、それはちょっとないんじゃないですか。市長はそれでいいんですか。何でそういうことになったのか。

市長は、6月議会でも、よっしゃ、直談判しますみたいな話で言われておったんじゃないのかなと思うんですけども、どうしてそういうふうなことになったんですか。

○加藤市長　13日にお伺いするというアポはとらせていただきました。社長にお会いしたいという話の中で、たまたまお会いしたのが先ほど申しました取締役の人事総務本部長であったと。

奥田委員おっしゃるように、どんなに小さなまちにしても、首長が行くんですから、当然のことながら、我々、企業側としても、首長が来たときには必ずトップがお会いするというのが、私自身はそう思っていましたから、何人かはみえましたけれども、結果的に13日のこの時間に行くというのは、御都合が悪かったのか、よっぽどのあれがあったかわかりませんが、とりあえずしかるべき人であるという私は認識をしましたので、私の見解を申し述べたというところでございます。

○奥田委員　でも、市長が行っているわけですからね。でも、市長、大阪のほうに御実家もあると思うんですけども、社長の都合のいい日に、もし直談判しに行くんやったら、それに合わせて行ったらいいじゃないですか。幾らでも行けますよ。僕やったら行きますけどね。社長があいている時間に行きますよ。大阪なんてそんなに遠くないもん。3時間もあったら行きますよ。車を飛ばして行ったらいいんやもん。

いやいや、それは市長の意気込みですよ。俺はトップとして交渉してくるんやという意気込みであるなら、行くべきですよ、市長、それは。会えなかったんですわ、アポとったんだけど。それでは僕は、尾鷲市長として情けない話ですよ。情けないじゃないですか、市長。それをトップ外交というんですか、それでも。

○加藤市長　正直言って、会うことは絶対会いたいと思いますし、先ほども申しましたように、まずこちらの意を首長として申し述べ、今後につきましては、まず文書でもってプラスアルファとして向こうのほうに要請書を書いていく。その後でもその前でも、一応向こうのアポをとりながらということは、そのつもりで、そういうあれでしたら、私は。ただ、正直申しまして、意は伝えましたから、それに対する、あとは市長として向こうの社長に同じような内容、あるいは、こちらから要請する分についての、例えばお手紙を文書でもって一応お送りしようと思っております。

そういうあれについては、市長として、向こうのアポをきちんととった中でお伺いすることについては、私は、そうあればそのつもりでありますけれども、ただ、まずはやっぱりこのことについて市としての見解というのを、文書でもって回答するというのもベターじゃないかなと思ったから、そう申し上げただけでございます。

○奥田委員　僕ばかり余り、しゃべり過ぎだという批判もあるので、最後にしますけど、協定書、それから、今、事業計画のほうも当時のを出してもらったのは、皆さん、思うところがあると思うので、それはそれで議論してもらったらいいで

すけど、最後に一つ、去年からお茶が出ておったんですけど、こういう委員会。出なくして、僕らは、互助会やね、僕らの。お金を出し合って、ペットボトルで熊野古道水、当時は深層水もあって、僕はどちらかという、深層水は飲んでいたんですよ。意外と飲みやすいんですよ、あれ。ちょっと塩がきいておるんだけど。僕は、夏なんかは特にええと思うんですよ、塩分をとらなあかんからね。ええなど思って、僕はズーっと飲んでいたんですけどね。宣伝の意味でもここに置いてね。深層水がありますよという意味でここに置いておいて。今はちょっとないもので、古道水しかないけれども。

市長、企業側として、不採算部門を切るのは当たり前じゃないですかみたいな話があったじゃないですか。僕は、深層水、意外と地元の尾鷲の人が余り飲んでいないんですよ。僕もほとんど知らなかったからね。でも、飲んでみたら意外といけるなど。夏なんか特にいけるなど。その辺のもうちょっと周知徹底とか宣伝とかをうまくする方法もあるし、もし採算が合わんで値段が安いんやったら、ちょっと上げてもいいで、尾鷲のブランドということで上げてもいいし、もうちょっとみんなで協力しようやと。流通を広げようと、そういう努力だっているわけじゃないですか。それを、先ほど市長の言葉で非常に僕は残念やったんやけれども、企業側が不採算であるんやったらしょうがないじゃないですかみたいな、もう深層水はやめてしまうんでしょねみたいな言い方で、社長にもアポを入れたけど会えなかったとって、文書でやるんやとかね。

これまでの深層水をやるということで補助金ももらってやっておるじゃないですか。尾鷲も4区画あった土地を余分に譲り渡したりしたじゃないですか、何年前かな。そこまでできて、企業側が言うんだからしょうがないじゃないですかって、社長に会えなかったら、それはしょうがないやないかみたいな、市長は営業のプロじゃないんですか。営業のプロなんでしょう。だったら、そういう不採算に対して、あなたがこうしたらいいんじゃないですかと、いろいろ言えるじゃないですか、アドバイスぐらい。もっと尾鷲市民にも周知して、尾鷲市民にも使ってもらえるようにしますと。値段が安過ぎるんやったら、もうちょっと上げて市民の方にも協力してもらおうとか、あなたは営業のプロなんだから、いろんなことをアドバイスしたっていいじゃないですか。それを、社長に会えませんでした。企業がそれだったからしょうがないじゃないですかじゃ、それはトップ外交とは言いませんよ、市長。言えますか、それ。そこだけ僕はどうなのかなと思うんですけど、皆さんの意見があると思うので、これで最後にします。

○村田委員　奥田さんの気持ちもわからんでもないですけども、これは、市長を責めるということはちょっと私はお門違いではないかなと思いますよ。

（「責めていないですよ」と呼ぶ者あり）

○村田委員　責めていますよ。だから、機械が故障して今できないんですから、できないからやめるんだ、ストップだ、このままお金がかかるから、費用がかかるから、いつになるかわからない、やめるかもわからないという状況の中で、尾鷲市長が向こうの会社にどうするんだということで詰め寄ったわけでありますから、アポをとって社長と会えなかったからそれでいいのかというようなことじゃなくて、むしろ会わない向こうの社長の態度がおかしいんですよ。そっちの会社のやり方自身が私はおかしいと思います。決して市長をかばうんじゃないけれども、事の成り行きとして、小さいといえども一国の首長がアポをとって会いたいと言っているのに、どういう事情があったんか知らんけれども、大会社か知らんけれども、会わないということ自身が、この会社がいかなる会社であるかと私は憶測が成り立ちますよ、いろんな面で。

だから、この際、やっぱり市長は、もちろんそのつもりでありましょうけれども、厳しく向こうの会社と当たっていただきたいと思いますし、時には法的な取り組みも必要かと思いますので、ぜひその辺のところを私はお願いしておきたいと思います。

トップ外交、トップセールスという言葉はありましたけれども、それは、私は、ちょっと飛躍し過ぎじゃないかなと。トップ外交がゆえに、そういうふうな形でどうなんだということをもまず突き詰めて、それがどうなるかによって、また、市長は市長なりの考えでやると思うんですから、その辺の先のトップ外交ということについては、もう少し先の話ではないかなと思いますけれども、いずれにいたしましても、市長には強い姿勢で向こうに当たっていただくということを強く要望しておきたいと思います。

○加藤市長　さっき村田委員のほうからそういうお話がありましたし、正直申しまして、会えなかったから会わないんじゃないしに、たまたま会えなかっただけで、会えなかった形に対して、市長として、向こうの社長に対して要望書をきちんと出しながら、その後からでもいろんなきっかけはできるんです。我々は、正直言って、私と向こうの取締役と話した中での中身で、私はこういうことであるから、尾鷲市として、きちんとあなた方について要請するというお手紙を出して、要するにこれから始まるということもあり得るわけなんですよ。とりあえず我々の意向はやっ

ぱり早く伝えなきゃならない、これがまず第一だと思います。

もう一つ、奥田委員おっしゃるとおりです。海洋深層水について、前々から議論されていると。海洋深層水の主な施設として、アクアステーションというものがどうなっているのかとか、議員の方々からいろんな御質問あるいは御意見等々をいただいております。そういうことでもって、正直申しまして、この前たしか申し上げたかどうかあれなんですけれども、要するに海洋深層水の再生のための協議会といいますか、8月あるいは9月に立ち上げるべき、今問題を全部洗い直しながら、現在できること、あるいは今後、ことしじゅうに何をやるのか、あるいは長期的に何に取り組んでいくか、もう一度整理しながら、そこで新たに海洋深層水、さっきおっしゃったものも、尾鷲市についても、そういう深層水について、皆さん方に御認識いただくようなそういうこともやりながら、もう一度海洋深層水について、事業の再生とまでいくかどうか。とりあえずもう一度再生するがために動こうじゃないかということで、この件については、まず副市長に協議会の座長になっていただいて、本当に本格的に進めていこうと、やるつもりで今準備中でございますので、その辺のところは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○奥田委員　一つだけ済みません。

市長の言われることはわからんでもないんです。わかる部分は僕の中では割合は少ないんですけど、2月からとまっているんでしょう。2月からとまっていて、6月議会に報告があって、僕らは報告が遅いんじゃないかという話をして、市長は、じゃ、行ってきますわみたいな話で、直談判するんですわという経緯があったんですよね。経緯があったから僕は特に言っているんですけど、村田委員の言われたこと一緒なんですよね。何とか強気でいけというのは、僕もそう思いますよ。その割には何か及び腰というか、市長の話を聞いておると。時間はかなりたっているし、2月からとまっていて、6月に報告して、7月13日に行って、社長には会えませんでした。これからが始まりなんですとか、営業のプロがそんなスピードで僕はええのかなという気が。ここまで尾鷲市長がなめられてええのかなと僕は思うんですけどね。

○加藤市長　なめられているか否かわかりませんが、なめられないような対応を今後やっていきます。市長としての体面が傷つけられたのであれば、それに対する対応はきちんとしています。私は、首長として、海洋深層水事業、先ほど申しましたように、まず、本当に再生してくださいよということを彼らに言ったと。彼ら

は、その中で、要するに、彼らの思いとしては無理ですねという。要するに、やめるとは言っていません。非常に難しいですね。その理由としては、需要が少ない、需要に対する生産がおぼつかない。何でおぼつかないかという、故障が多過ぎる。それに対する費用がかかり過ぎるというような話の中で、ほかのところで、尾鷲市について貢献しましょう。水を、要するにペットボトルの飲料水で四、五十人の従業員も雇っていますから、それで彼らはやりたいというような報告があったわけなんですね。それは、だから私はおかしいんじゃないですかということを行いながら、それじゃ、それに対して、協定書に基づく形の中で、我々としてどういうことをビバレッジのほうに要請できるのかどうかということについて、7月に帰ってきたあたりから、即弁護士とも何度も相談しながら、きょうの機会に御報告させていただこうという、こういう経緯でございます。

○仲委員　　ビバレッジの自動継続については、今後とも積極的に努力していただきたいと思うんですけど、先ほど配付いただきました協定書、あの協定書だけで判断すると、そもそも協定書はあさみやとの協定書なんですね。現在では、あさみやが合併されてLDビバレッジとなっていますけど、この協定書がLDビバレッジに移行した中でも対抗できるかとか、生きているという執行部の判断がどうなんですか。

○加藤市長　　それについては確認しました。要するに、あさみやから、去年の3月に企業統合した分について、この協定書は承継しているという話、そのもとの、一応協定書に基づいた形の中で我々が攻め入るところはどのような点にあるのかということを検証しながら、弁護士ともいろいろ相談しながら進めております。

○仲委員　　まず、協定書は生きていると、引き継がれているという確認の中では、協定書の中に計画の変更等第12条からあるんですけど、12条2項に、あさみやは、当工場での自動継続については、企業として最大限の努力をします。

それで、3項では、前項の規定にかかわらず、あさみやは、当工場での事業活動の休止等を行う場合には、市及び県が行った支援について、あらかじめ協議する上で、法令等に定めることにより返還その他適切な処理を行うものと、その2項目がありますので、ここで協議を進めていくという判断でしょうか。

○加藤市長　　この協定書の内容で一番ポイントになるのが、立地目的なんです。第1条の、あさみやは海洋深層水を活用した飲料水及び調味料等の生産の目的として、工業団地に立地すると。この第1条の立地目的を踏まえて、委員おっしゃるように、第12条の中に、経済事情の変化その他の事由により、第2条に規定する建

設計画に大幅な変更がある場合には、事前に市に申し入れ協議すると。こういった中で、あさみやは、当工場での事業継続については、企業として最大限の努力をする。すなわちLDビバレッジに置きかえることは私はできると思います。

次に、第3項について、当工場の事業活動の休止等を行う場合には、市及び県が行った支援について、あらかじめ市及び県と協議の上、法令等の定めるところにより返還その他適切な処理を行うものとする。御指摘の点は、私は、ここなんです。この部分について、今後協議しなきゃならないと考えております。

○仲委員 法的には対抗できるということで、弁護士さんにも相談しておるということでもんで、私はそれでいいんですけど、3項の、あらかじめ市及び県との協議の上、法令等の定める、返還その他適切な処理を行うと書いてあるけど、ここがちよっと読み取りにくいと。どういうふうに考えていますか。最後の質問ですけど。

○加藤市長 私の協定書の中身、これは弁護士とも商工観光課長を通じていろいろと相談してもらったわけなんですけれども、要は我々としては、LDビバレッジの尾鷲工場の名柄まで、要するに取水地の古江から、その分について、尾鷲が独占的に占有で一応あれしているんですよ。もう皆さん方御存じのように、このところにかかった費用というのは2億7,000万あるわけなんです。これについて、布設しておる送水管については、LDビバレッジ尾鷲工場に対する送水のみなんですというような話なんです。大きくはこれでいいわけでしょう、尾鷲工場に対する送水だと。それに対する、これが要するに事業を休止するということは、その機能がなくなるという話ですから。それをどういうふうな形で彼らと交渉をするかということなんです。もしやめるのであれば、それに対するというような話も今後考えられるんじゃないかというところでございます。

○野田委員 仲さんと関係するかもわかりませんが、まず、この3月に生産がストップしたのを知ったんですか。それともその前から、細かい話ですけど、生産はストップされておったんですか。

○北村商工観光課長 故障が続いておったのは聞いておりました。2月に製品がつくられていないというようなことも聞いておりました、報告させてもらっております、LDビバレッジのほうは、修繕を重ねて、つくったけど、また壊れたというようなことで、最終的にこの3月にストップしたというような流れでございます。

○野田委員 そして、このLDビバレッジの事業所としてのセグメントの売り上げというのはどれぐらいあるんですか。28年度決算で252万2,000円から

あるんですけども、その中のシェアとセグメントはどうか。どれぐらいの売り上げになっていますか。

○北村商工観光課長　できれば、企業1社のことになると、細かな数字は控えさせていただきたいと思っておるんですけども、この深層水を購入されている大きなところとしましては、LDビバレッジ、それからモクモクしお学舎、あと夢古道の湯が大きくこの深層水を購入していただいております。

○野田委員　結論的には、市長は先ほど事業再開の要望書等を上げるということですので、それをお願いしたいと思んですけども、弁護士との話を、期限を決めて回答を得て、早急に対応したほうがいいと思いますので、やはり今の協定書を含めて、私のほうの要望として、3カ月やったら3カ月、4カ月なら4カ月で、その要望書を出して、その回答が来てからという話でもいいんですけども、そういう形でいかないと、だらだらいった事業になってしまうと思いますので、その点どうですか。

○加藤市長　初めからけんかを売るわけじゃないですから、とりあえず一応こちららは丁重にしながら、この前申し上げたことについての回答書を文書でお願いしたい。これは要するに要望書なんですね。その手紙が、おっしゃるように、1カ月たっても何も来なかったら、じゃ、配達証明を出そうかと。何も返事がなかったら、内容証明でいくかと。そういう私は手順が必要だと思っています。ここのところは、まず7月で、1カ月以内に文書でもって要望書を出そうという思いでいましたので、これはちょっとやらせていただきたいということでございます。そのうち、返事がいずれにしても来ると思いますよ。来ない場合どうするのか、その後どうするのかというようなことについては、順番にだんだんきつくなるようなことになろうかと思っておりますけれども、それは一応やりたいと思っております。

○野田委員　弁護士とは密にとって、ある程度の、6カ月だったら6カ月の期限を切って、その回答書という部分はありますけれども、ひとつそれをお願いしたい。今の段階ではそれぐらいの話しかできませんし、それを進めていただければなと思いますけど。

以上です。

○加藤市長　このことを議会のほうに報告させていただいて、早急に動こうと思っております。ただ、向こうとしても、うわさかどうかわからないですけど、この秋ぐらいに上場したいとかなんとかと、小耳をあれしていますので、早急にやらなきゃならないと思います。それでもって、こういうことも早目に解決しないと、

お互いに大変だと思いますし、まず、それについての要望書は私の名前で先方の社長宛てに出させていただくということでもよろしくお願ひしたいと思っています。

○野田委員　今後の売上収入アップについては、今後の課題として、概要だけちょっとお聞きしたということで、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○三鬼（和）委員　先ほど仲委員のやりとりで具体的にわかったんですけど、ただ、課長、我々に説明の折には、新たに契約とかしていないもんで難しいみたいなことを課長は言われた、海洋深層水を強制的に使わなあかんのじゃないかとかって、我々、最初の設置目的から外れていくじゃないかということを書いたときに、新たに契約をしていないと難しいみたいな表現を、これは非公式の話ですけど、されておったように思うんですけど、そういった中で、実際は、ここの尾鷲工場については、一部、尾鷲名水株式会社という別の会社が立ち上がってやっておったということがありますね。我々もそのときに、質問の中では海洋深層水の基本料金をもらうような利用の仕方をしてもらおうやないかという、議会からも私以外の議員からも言ったことがあると思うんですけど、そういったことを含めて来ておるんですけど、先ほどの市長の説明のように、最初のあさみやと取り交わしたやつ、間違いなくこれで向こうと、市長は段取りを追ってと言っていましたけど、この取り交わしたのものには、インキュベーションの時代も海洋深層水を使った工場立地ということになっておりますよって、新しいビバレッジという会社に対しても、こういったことでずっと進められるんですか。その辺だけちょっと確認したいと思いますが。

○北村商工観光課長　まず、あさみやが会社が合併して変わりましたのが、ライフドリンクカンパニーとなります。また、今までの尾鷲名水、あさみやの子会社であったところが、名前が変わったのがLDビバレッジというふうなすみ分けで、今現在、親会社がライフドリンクカンパニー、子会社がLDビバレッジというふうなことになっております。ですので、先ほどの協定書も、あさみやとの協定書につきましては、ライフドリンクカンパニーが引き続いておると。尾鷲名水と取り交わしたものは、LDビバレッジが会社として引き継いでおるというふうな形になっております。

○三鬼（和）委員　市長も言われましたように、顧問弁護士とも相談していただいて、向こうの営業サイドで利益にならないとか、どうこうという話とは違うと思うんですけど、この協定書というのはね。もともと尾鷲名水は海洋深層水の会社をやっていたということでも誘致をしてきたということがありますので、何とかこれ

を強力に押し進めていただきたいと思います。

○加藤市長　先ほど申しましたように、当初の尾鷲市とあさみや、尾鷲名水、これらと土地契約書、あるいは協定書を交わした分については、これは承継されておりますので、間違いございませんと、このように弁護士のほうから聞いておりますから。これをもとにして、これだったら、今後……。ライフドリンクカンパニーというのは、LDビバレッジの子会社でございます。要するに、ライフドリンクカンパニーというのが、これが本社なんですね。ほかに四つの会社がありまして、その中の一つがLDビバレッジで、全て100%出資子会社でございます。ですから、全部これはつながりがあります。こういうことで、今後はライフドリンクカンパニーと交渉するのか、LDビバレッジと交渉するのか。LDビバレッジだと思います。社長は同じでございます。親会社のライフドリンクカンパニーの社長と子会社であるLDビバレッジの社長とは同じ社長でございます。だから、ここから類推するように、ライフドリンクカンパニーのグループ会社には、四つの事業会社がありますけれども、ここは社長が兼務しているということは、かなりの大きなウエートがあると推察されています、中身については、ウエートについては、ホームページで見たぐらいでちょっとわかりませんが、かなりの大きな話でございますし、今後はこのこのトップと手紙であれするのか、直接会うのかというような形で進めていきたいと思っております。

○上岡副委員長　LDビバレッジの問題なんですけれども、市長にはこれからもどんどん交渉をお願いしたいんですけれども、議会としても、LDビバレッジ、ライフカンパニーに何か働きかけができることがないんでしょうか。それもちょっと皆さんにお考えいただきたいんですけど、どうでしょうか、委員長。

○南委員長　今、副委員長から提案があったことなんですけれども、恐らく委員会の席上へ、ライフドリンクカンパニーの立場になるのかLDの立場になるのかわかりませんが、社長を出席要請することはやぶさかじゃないと思います。その点について、議長とも相談をしながら、前向きの方で考えていきたいと、そのように思っております。やはり議会としても、ある程度の責任を持った対応というのも、市長に任すばかりじゃなしに、議会としても対応してもいいんじゃないかなというような提案だと思うんですけれども、前向きに考えていきたいと思っております。

○加藤市長　議会がこういう形で御賛同いただきながら、一緒になって協力していただくというのは、本当に私自身も非常にありがたいと思います。細かな話につ

いてはここでは余り言えませんが、いろいろとまた議会とも打ち合わせしながら、要するに、そういうことについて情報を密にしながら進めていきたいと思っております。

○南委員長　市長は恐らく厳しい態度で交渉に当たっていただくとおもうんですけども、主に協定書の内容に基づいて、弁護士さんと相談をしながら、法的な範囲で厳しい要望をしていただきたいと思いますし、議会は議会としても、先ほど申し述べましたように、できるだけ招集できるような形のもとで進めていきたいと思っておりますので、この件についてはよろしいですか。特にまだあればやりますけれども、何分相手のある話でございますので、よろしくお願いたします。

○奥田委員　これ、市長にちょっと関連でお願いしたいんですけど、議会も一緒になってありがたいですと、今、市長言われましたけど、それやったら、もうちょっと早く議会に報告してもらえませんか、こういう大事なこと。きょうは、7月13日から何日たっておるんですか。もう二十何日たっていません。24日もたっておるんですね、きょう。だから、もうちょっと早く。マスコミの新聞のほうに先に載ったじゃないですか、今回も、発表のほうへ。だから、そういうのがあると、ちょっと僕らも、不信感というわけじゃないけど、議会と一緒にやろうやと言うんやったら、もうちょっと早く報告してほしいですね、こういうのは。大事な案件やし。

○南委員長　その点につきましては、市長だけの責任のみならず、委員会としても素早く対応しなかったなという点では幾分か反省をしておりますけれども、きょうに至った結果は申しわけないと思っておりますけれども、ただ、市長が、市政報告会が各地であったということで、主にその中の市民に対しての答えとしての形が地元新聞等へ出たという形でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○加藤市長　先ほど奥田委員おっしゃったように、可及的速やかに、議会の方でも13名全員そろおうというのもあれですので、少なくとも議長、副議長、そして正副の行政常任委員長には早目に早目に情報のほうを流させていただいて、あとは、委員会を開く云々についてはお任せしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

○南委員長　では、海洋深層水の利活用については終わります。

引き続き、指定管理の見直しについて、政策課のほうへ入っていただきます。
暫時休憩します。

(休憩　午後　1時53分)

(再開 午後 2時00分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、政策調整課さんから、指定管理の制度の見直し等について、ある程度の方向性が見えてきたということですので、まずは報告をお願いいたします。

○大和政策調整課長 それでは、政策調整課です。よろしくお願いいたします。

当課の報告は、さきの第2回定例会の行政常任委員会で御報告いたしました指定管理者制度の見直しに係る取り組み状況について、当課の資料に基づき、先ほど委員長のほうからおっしゃっていただいたように、ある程度の方向性が見えた事業について、その検証結果等を踏まえまして、担当より説明させていただきます。

○濱田政策調整課副主幹 それでは、資料に基づき御報告いたします。

1 ページをごらんください。

まず、公の施設の管理につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月13日に公布、同年9月2日に施行され、多様化する住民ニーズにより、効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る等を目的に、従来の管理委託制度を改め、新たに指定管理者制度が創設されました。

本市におきましても、平成17年に尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を定めるとともに、各施設における指定管理者制度導入の可否を検討し、平成18年に4施設、平成19年に3施設、そして平成21年に1施設と順次導入を図り、現在8施設において指定管理者制度を導入し、管理運営を行っているところであります。

指定管理者制度導入施設一覧につきましては、次のページをごらんください。

この表につきましては、施設ごとの導入開始年、指定管理期間等及び指定管理料の推移をまとめたものであります。

1 ページにお戻りください。

次に、課題についてであります。

まず、1の指定管理者制度導入基本方針の未策定につきましては、平成31年度以降に更新を迎える施設及び、今後、新たに制度の導入を図る施設について、円滑かつ効果的な導入を図るため、別冊のとおり、尾鷲市指定管理者制度導入基本方針を策定いたしました。詳細につきましては、後ほどごらんください。

また、2の指定管理者制度検証基本方針の未策定につきましては、本市の公の施

設の管理に対し、指定管理者制度の導入を図った場合に、当初の導入目的ののっとり、適切かつ確実に公共サービスが実施されているかを確認するため、モニタリング等、評価を行うため、尾鷲市指定管理者制度導入基本方針に基づき、別冊のとおり、尾鷲市指定管理者制度導入施設モニタリング等基本方針を策定いたしました。これにより、平成31年度に指定管理者制度を継続している施設につきましては、この方針に従い、モニタリング評価調書を作成することとなります。これにつきましても、詳細につきましては後ほどごらんください。

1 ページにお戻りください。

課題3、指定管理者制度導入効果検証未実施についてであります。

これにつきましては、平成31年3月31日で指定管理期間が満了する5施設のうち4施設につき、各施設の経理帳簿及び市の負担状況の検証を行うとともに、各施設の管理・運営状況について、各所管課との協議を行いました。その結果、福祉保健センター及びアクアステーションにつきましては、指定管理者制度を改め、市が管理運営する中で業務委託に、夢古道おわせにつきましては、指定管理料の見直し及び利益が生じた場合の納付金設定を行った上で指定管理者制度を継続、輪内高齢者サービスセンターにつきましては、指定管理者制度を1年継続する中で、輪内地区における福祉施策事業を担保した上で、公売を含め検討していくということとなりました。

それでは、指定管理料が発生している3施設につきまして、資料3において詳細報告させていただきます。

3 ページをごらんください。

まず、福祉保健センターです。福祉保健センターは、平成18年4月1日から指定管理を開始し、指定管理の現状といたしましては、3の(1)から(5)のとおりであります。

次に、4の管理・運営に係る歳入歳出決算状況をごらんください。

(1)の指定管理者の指定管理に係る歳入決算状況であります。指定管理料1,893万9,000円、施設の利用に係る利用料収入16万1,100円など、決算額で1,915万8,173円となっております。

次に、2の指定管理者の指定に係る歳出決算状況であります。歳出につきましては、指定管理者から提出を受けた総勘定元帳をもとに、それぞれの支出内容を全て市の歳出予算科目に置きかえた上で分析を行ったものがこの円グラフであります。円グラフのパーセンテージにつきましては、四捨五入の関係上、100.1%とな

っておりますが、御了承ください。

歳出の状況につきましては、ごらんとおり、需用費、役務費及び委託料の全体で95%を占めており、その主な内容につきましては吹き出しの四角の中に記載させていただいております。

次のページをごらんください。

指定管理料以外の市の歳出決算状況であります。今回、事業実施に係る市担当職員の人件費相当額を算出し、それに市としての支出を行った役務費、修繕料を加えた71万6,628円が決算額となっております。検討結果といたしましては、歳入歳出決算状況の検証及び施設所管課の意見も踏まえ、現状、継続した維持管理経費のみであり、施設の利用料収入も少ない中、指定管理者にインセンティブが働いておらず、指定管理制度の導入目的である民間活力の導入による市民サービスの向上及び経費節減につながっていないことから、指定管理者制度導入のメリットが少ないと判断いたしました。

また、尾鷲市社会福祉協議会に対しては、指定管理料のほかに運営費補助金5,568万円を支出しており、指定管理に係る人件費を補助金の中で支出しているとすれば、直営または業務委託に変更した場合は、補助金からその分の削減が可能となります。

また、現在の清掃等の委託業務につきましては、本庁舎等との一括入札を図るなどにより削減効果も期待できることから、指定管理者制度を見直し、指定管理者制度の見直しと補助金の見直しを一体的に捉え、経費削減を進めてまいりたいと考えております。

次のページをごらんください。

尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設（アクアステーション）についてであります。

4の管理・運営に係る歳入歳出決算状況をごらんください。

(1)の指定管理者の指定管理に係る歳入決算状況であります。指定管理料2,517万7,000円、前年度繰越金19万7,291円など、決算額で2,537万6,387円となっております。

次に、2の指定管理者の指定管理に係る歳出決算状況であります。歳出につきましては、福祉保健センターと同様、指定管理者から提出を受けた総勘定元帳をもとに、それぞれの支出内容を全て市の歳出予算科目に置きかえた上で分析を行ったものがこの円グラフであります。

歳出の状況につきましては、人件費で約1,100万円程度、需用費の施設用備品、施設の保守管理等に係る委託料が大部分を占めております。また、指定管理料に対して93万6,000円の消費税及び地方消費税が必要となっております。

次のページをごらんください。

(3)は、市の歳入歳出決算状況です。アクアステーションでは、利用料金制度を採用していないことから、深層水に係る使用料などは市の歳入となっております。平成29年度で211万4,100円であり、深層水使用料につきましては、年々使用料が減少している状況となっております。

次に、(4)の指定管理料以外の市の歳出決算状況であります。担当職員等の人件費相当額を加えた決算総額は1,521万6,265円となっております。検討結果といたしましては、歳入歳出決算状況の検証及び施設所管課の意見も踏まえ、現状、継続的な維持管理経費のみであり、利用料金制もとっていないことから、受託者にインセンティブが働いておらず、指定管理制度の導入目的である民間活力による市民サービスの向上及び経費節減につながっていないことから、指定管理者制度導入のメリットが少ないと判断いたしました。また、市の歳出決算状況を見ていただければわかるように、アクアステーションに係る消耗品、光熱水費など経費の支出面においても、指定管理者と市負担の区分が曖昧となっているなど、経理上の問題点も内在しています。今回、業務委託に変更することにより、機械メンテナンス等の人材確保が必要となるものの、人件費の削減、市職員の常駐による利用者の意見把握、情報発信の強化が図れるなどのメリットがあると考えております。また、現状の経費見直しにより、さらなる削減を図ることができることから、次年度から指定管理者制度を改め、業務委託に切りかえることにより、経費削減を進めてまいります。また、それとともに、市全体の取り組みとして、情報発信の強化を初め、深層水事業へのてこ入れを図ってまいります。

次のページをごらんください。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設（夢古道おわせ）についてであります。

夢古道おわせにつきましても、指定管理者から提出を受けた総勘定元帳により歳入歳出の執行状況を把握しておりますが、指定管理料に対する経費をよりわかりやすくするために、その部分のみをお示しさせていただいております。そのために、まず、指定管理者から指定管理を受ける際に提出された収支計画書の指定管理に係る部分を円グラフであらわしています。

収支計画書につきましては、次ページから歳出決算状況と合わせるため、指定管

理料 1,200万3,000円から消費税及び地方消費税を除いた1,111万3,890円をベースに再計算しております。

主な経費の内容につきましては、吹き出しのとおりとなっております。

次のページをごらんください。

5の管理・運営に係る歳出決算状況であります。

(1)の指定管理者の指定管理に係る歳出決算状況であります。指定管理者から提出を受けた資料に基づき、平成28年度、平成29年度実績を載せてあります。平成28年度実績では、指定管理料対象経費として736万1,124円であり、平成29年度実績では936万1,805円となっております。

次のページをごらんください。

(2)は、株式会社熊野古道おわせ決算推移表となっております。これによりますと、税引き前当期純利益で、平成28年度434万4,228円、平成29年度で222万7,610円となっております。

次に、(3)の指定管理料以外の市の歳出決算状況であります。平成28年度につきましては、調理加工施設建設工事があり、人件費相当額を加えた決算総額で6,510万3,107円となっております。また、平成29年度につきましては、同じく人件費相当額を加えた決算総額で667万6,251円となっております。

次のページをごらんください。

検討結果といたしましては、歳入歳出決算状況の検証及び施設所管課の意見も踏まえ、施設の形態、夢古道の湯の入浴者数の増加等から考えて、指定管理者制度を継続することが望ましいと判断いたしました。その中で、指定管理料は、当然、本市が条例等に基づき指定管理者に対して何をしてもらいたいかによって支出しているものでありますが、2カ年の指定管理料の収支決算書の結果、指定管理料の対象経費について、市と指定管理者の間で認識の差が出ております。収支計画書と収支決算書の金額に相当額の差が生じていることから、指定管理料の見直しが必要であると判断いたしました。

指定管理者制度による民間活力による活用により、本来の目的である市民サービスの向上と経費節減が図られ、その上で企業努力により利益が生じることは何ら問題があるわけではありません。しかしながら、利用料金制を導入し、指定管理料を支出した上で、修繕費など、市においても多額の負担がある以上は、施設の管理運営に当たり、純利益等を生じた場合は、他市町の事例も参考に、一定ルールのもとで一部を市に納付していただく制度を設けることも必要であると判断し、以上のこ

とから、次年度からの募集に当たっては、そのような見直しを踏まえた上で指定管理者制度を継続することといたしました。

以上が3施設の検証結果報告であります。これらの内容を踏まえ、今後の対応につきましては、各施設所管課より予算措置等、必要に応じ、それぞれ議会において御説明させていただきます。

以上、指定管理者制度の見直しについての現状報告とさせていただきます。

なお、今後も市政改革の取り組み状況につきましては、随時、委員会において御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

今の福祉保健センター、アクア、夢古道の3点についての方向性の説明をいただきました。

○奥田委員 ちょっと1点確認ですけど、7ページ、夢古道おわせの検証結果のところ、3の(2)指定管理料、29年と30年度が1,200万3,000円、28年度が120万3,000円になっておる理由は何ですか。10倍も違う。

○南委員長 間違いやの、これ。訂正をお願いします。

○大和政策調整課長 申しわけございません。1桁間違っております。大変申しわけございません。

○南委員長 28年度の訂正をお願いいたします。ゼロを一つつけてください、後ろへ。

○奥田委員 本当、数字だけは間違わんといてください。数字の報告をしておるんだからさ。何回も、何人もおるんだから。何人おるの、きょう。何人おるんや、政策調整課だけで。だから、お願いしますよ。何回も言っておるけど、議会へ出す資料は市民へ示す資料なんだから、特に数字は間違わんといて、頼むからね。お願いします。

○三鬼(和)委員 福祉保健センターのほうをまず聞きたいんですけど、3ページ、4ページ等々の説明していただいて、業務委託にした場合に、多分、指定管理の中で今の社会福祉協議会の仕事があつて、電気代であるとか、それは、管理というか、福祉保健課も入っていますが、運営自体で使われておると思うのと、人件費がかなりあつて、それが官の業務委託する人件費になっていたかどうかというのを説明の中であると思うんですけど、この辺がどれぐらい節約できるんですか。電気代は一緒のように使うのかわからんけど、でも、指定管理しておるときと業務委託するんであったら、使った分だけいただくというような形になってしまうんじゃ

ないかなど。

人件費も、業務委託の中のセンター維持というのだったら、この金額よりもっと下がると思うんですけど、数字的にはこれは具体的にどれぐらい下がるのであるのかというのと、それと、夢古道おわせなんですけど、これはこれまで偶然なんですけど、視察に行ってきたところでは、すきみなんかは、指定管理者が借り代を払って、利益を得た分は自分らとしますけど、指定管理しておる器そのものの借り代を指定管理者が払っておるといような状況であったし、この前、委員会で千葉へ行ったところは、会社がどうこうというか、やっぱり減価償却分というのか、言ったら、指定管理のチャラじゃなしに、それ以上に利益が出た場合は、施設に減価償却分相当を利用するとか、従業員の福利厚生に努めるというようない方で、会社そのものが利益を上げるようなやり方ではなかったように、長いこと続けていく公共施設であるということで、そういったことをしていましたので。

それともう一点は、最初の指定管理代の約1,200万ぐらいを、これが、やっておるといことなんですけど、どれぐらいの成果が出ておるかどうかというのをなかなかわかりにくい指定管理代かなというのがあるんですけど、その辺はどう分析されたのか、まずこの辺だけちょっと御説明ください。

○濱田政策調整課副主幹　　まず、福祉保健センターの業務委託の削減幅なんですけど、実際、今後どこまであれするか。実際、人件費の報告を受けてあるんですけど、そこの人件費相当分が指定管理料に入っていないので、そこに係る担当者職員分の金額は聞いていることは聞いているんですけど、それが果たして本当に全て官に係るものなのか、他業務をするために出してくれたものなのかまではちょっと曖昧な部分がありますので、金額の報告はちょっと控えさせていただきたいなというのがあります。

あと、業務委託の部分につきましても、基本、清掃業務等につきましてもは複数にわたっている。例えばシルバーに随契してある部分であったりとか、あと民間の業者さんに回している部分、二つに分かれているんですよ。そういう二つに分けてあるので、それらを一体として、例えば入札をすとかしたらどうかという提案も出してあります。そこにつきましても、実は福祉保健課さんのほうの部分の中で、例えば社協さんであるとかシルバー人材センターという、要は随契対象になる部分の扱いついて、現状、検討していただいているという状況でありまして、その結果につきましても、それによって幾ら削減かというのは、そこをちょっと見てみないとわからないというのが正直なところですよ。本当を言うと、全てを入札にするなり

したらもっと下がると思うんですけど、そこは福祉の施策の部分と指定管理の見直しの部分とどこまで合致させられるかというのは、現状で、ようこの場ではお答えできません。

○三鬼（和）委員　福祉保健センターは、今現状、指定管理でしておると、社協自体の業務を同じようにやっておる中で、どこからどこまでかというのはわかりにくいというか、今後、官だけの業務委託だったら、そんなに人件費とか、そんなものですよ。

もう一点は、社会福祉協議会そのものも独立した組織ですけど、センターをつくるときの経緯があったりとか、民間の福祉活動団体に比べて、若干行政ができない部分も担っておるといふところがあるので、その辺をどうこうしていくかというので、指定管理しておる部分と何ら変わらなんだら意味がないで、指定管理しておったから分けてやっておるで、その分だけ入札で少なくしたとかというんだったら、抜本的な改革にならないように思うので、その辺についてはちょっと意見を聞かせてほしいなと思いますけど。

どこまで業務委託の範囲をやれば指定管理と違いが出てくるというか、指定管理をやっておるよりも経費削減できるかという意味のほうがいいかな、その辺。

○濱田政策調整課副主幹　私の考えの中では、やはり指定管理するに当たっては、当然市も人件費が発生しますので、当然対象の補助金で支出しているのであれば、人件費相当額の削減は必要かなと思っています。

あと、福祉の考え方は当然あると思うんですけど、今、福祉保健センター1階フロア全て社会福祉協議会の職員さんが入られているという中で、市の係が2階にいる。その状況も含めて、光熱水費と、市として、あそこの社協として本来やってもらわないかん役割は当然ありますので、そこについては、市からの委託を出してしてもらい必要性がありますけれども、今までは指定管理料の中で光熱水費であったりとか必要経費、電話代も含めて全て出ておりますので、指定管理費がなくなれば、その部分の応分の負担というのは当然求めざるを得ないのかなと思っています。

あと、業務委託の部分につきましては、例えばエレベーターの保守であったりとか、そういうものについては、空調保守であったりという部分は、その業者が絡むのか入札が可能なのかということもありますけど、当然それについては、その業者がもう決まっているというか、入札にするのか随契にするのかわかりませんが、その部分の話と、あとは警備ですよね。夜間警備の部分で清掃業務、ほとんどが光熱水費と夜間とかの清掃の業務委託になっていますので、その入札部分ぐ

らいかなと思っております。そうじゃないと、多分、今回の提出した資料を見ていただいても、ほとんどが光熱水費で1,700万出しているうちの720万は光熱水費になっております。あとは浄化槽であったりとか空調、エレベーターというのがほとんどの経費を占めて、あとは会館管理運営、清掃管理、屋内清掃といった300万、400万程度の部分がありますので、あとは入札してどこまで下がるかという話になろうかと思えます。

○三鬼（和）委員　それについては、整備できた後の予算とか、そういうところでまた議論させていただきたいと思えます。

あと、夢古道の部分なんですけど、ここにも利益が出た場合の指摘はしておりますけど、まず1点、夢古道おわせを運営管理していくときに、補助元帳的に日々の動きというのは把握できるような運営の仕方はされているんですか。総勘定元帳に基づいて判断したとはしておるんですけど、日々の売り上げであるとか、議会でも温泉の販売機を入れたらどうかという意見も出た中で、公的なところがやっているのはほとんど販売機を入れておるということで、販売機の集計でもわかるようなところもあるんですけど、入浴であるとか売り上げであるとか、それって、日々そういったものを整理されておるんですか。そういった運営の面では。

○古戸商工観光課長補佐兼係長　夢古道おわせからは、1日ごとに日報をつけていただいております、それが提出されるのは月末なんですけれども、1日ごとに何人の客、どれだけの売り上げという表で出しております。

○三鬼（和）委員　どこまでありかわかりませんが、その辺も踏まえて、この収支を見ても、整備代とか、そんなのは一切費用には入っていないわけですし、古くなれば古くなるほど費用もふえてくるのではないかなと思うんですけど、これはここへ表記はしていますけど、具体的にはどういった交渉を、次の指定管理のあれままでに入札というか、指名募集までにどの辺まで具現化はする計画ですか。

○濱田政策調整課副主幹　指定管理料の見直しにつきましては、方向性を示させていただいたように、やっぱり収支計画書、あくまで夢古道おわせと考えれば、当然利用料金制をとっていますので、湯の歳入もあって、その中でトータルで運営しています。その中で、例えば情報発信であったりとか特産品開発的なもの、維持管理経費というのは指定管理料で支出しているということになっていますので、当然今回の債務負担行為の計上につきましても、今回の結果を受けて、その料金を何を指定管理者に求めるかということで再度計算して、9月の議会において債務負担行為が担当課から計上されますので、その中で今回の収支計画書と収支決算書の

差益とか差額とかというのを見た中で、改めて金額についてはお示しさせていただくことになると思います。

○三鬼（和）委員　示していただけると思うんですけど、考え方として、全体に収入があるのであれば、初めの指定管理料というのは、入浴のほうで利益が出るから込みでできるんじゃないかという考え方もできますし、もう一点は、具体的にはっきり指定管理料を出した中で、利益が出た分を、今回も示しておりましたけど、修繕代とか減価償却分に2分の1やったら2分の1は行政へフィードバックしていただいて、そういった修理代とか、そういうのを減価償却的な意味合いを持たずとって、その辺はまだ方向性ははっきりしていないんですか。

○濱田政策調整課副主幹　その辺につきましても、方向性を9月議会でお示しさせていただく。例えばそういう納付の制度を設けたものを募集要項に入れるであるとかという調整をしておりますので、それについては、今ここというよりは、また改めて御報告させていただくことになると思います。

○濱中委員　別添でいただきましたモニタリングの基本的な考え方を拝見したんですけれども、これは全ての施設において、点数の配分が違って書いてありましたからあれなんですけど、これは全部のところ共通してのモニタリング項目でいくということよろしいですか。

○大和政策調整課長　今回の見直しに、継続となった施設と、現在進行しておる施設については、これを参考にしていきたいと。

○濱中委員　実は、この検討結果の資料の中に、今通知しますね。

10ページ、指定管理料の理由の中に、対象経費について、市と指定管理者の間で認識の差が出ているというような項目をさっきお聞きしました。

モニタリングする中で、こういった細かいところが検証できるような項目というのは、施設ごとに別記として上げるような形のほうがわかりやすいのではないかなと思いつつ、ちょっと聞かせてもらっておったんですけれども、全ての指定管理を残す施設において、同一で点数の差だけをつけるというやり方で、ちょっと心もとないかなと思いつつ聞いたんですけれども、そのあたりはどういうふうに解消されますか。

○濱田政策調整課副主幹　確かに点数で評価することになりますので、さすがに認識の差であるとかってあると思うんですけど、このモニタリング評価を導入することによって、今まで例えばできていなかった指定管理者からの各利用者のアンケート状況であるとか、それに対して一義的に利用施設の指定管理者がまず評

価を行って、その状況について、例えば今言われたような、日々の日報をチェックしてあるから経費はどないになっておるか、市が本来指定管理料でもしてもらわないといけないことは何だったのかということの部分も聞き取りをした上で、施設管理者として自分の評価をつけるということになっておりますので、その中で、先ほど言った認識の差が出ているというのは、施設の所管課と指定管理者の間での日々の意見の調整であったりとか、こういうことの今1年間見たけど、これに対して自分が求めているのは、こういうことを求めているもので、こういう結果を出してくださいという修正がきくと思うんですね。特に1年ごとのモニタリング評価結果についてはオープンにするという前提で、各施設の担当の係長が集まった中で決めていった内容ですもんで、その中で一回やってみたいというのを考えております。その中で、濱中委員さんが御指摘のような様式とかの改善が必要であれば、随時改善していけないといけないのかなというふうに思っております。

○濱中委員 ありがとうございます。

よくわかりました。

最後にこれはお願いになるのかなとは思いますが、市民利用の施設につきまして、バスも含めてなんですけれども、今まで市民アンケートであるとか、利用者のアンケートとかいったものが、参加しているとか利用している人たちが中心になっておりましたよね。できることならば、なぜ使わないのかの分析もできるために、できるだけ利用者だけに固まったものでないアンケートであるとか、意見聴取の機会があるような形が要るのではないかなという気もしておりますので、また御一考いただければと思います。

○仲委員 3ページの福祉保健センターなんですけど、確認の意味で質問させてもらいたいんですけど、指定管理を廃止するというのであれば、市が直営で管理をするということになると思うんですけど、別途運営費補助が出ていますもんであれなんやけど、今現在、福祉保健センターには子育て支援係とか一つの係があって、それで社協も入っておると。そういう中で、例えば光熱水費とか浄化槽、空調、それからエレベーターとか、いろんな雑費があるんですけど、これらは人数割りということ、社協さんに負担していただくという意味合いで聞いたんやけど、それで間違いないですね。

○濱田政策調整課副主幹 それも含めて検討していかなあかんという。そういう意見の中で、本当を言うと人数が要るので、案分をしてもらったり応分の負担をしてもらわないといけないというのは言わせていただいております。施設の利用の、

言わせていただいておりますけれども、そこの今後どういうふうに運営していくかとか、例えば2係がおる中で、あそこの社協のワンフロア全部、社協さんがおる中で、そこの経費案分をどうしていくかというのは、多分今回の9月というよりは、今後もうちょっと議論をして、相手と煮詰めて経費を出さんと、なかなか出ないかなと思います。

○仲委員　　いわゆる社協さんの役割というのは、市がお願いしておる部分も多分にある中で、がらっと変えてしまうと、社協自身が趣旨が合わないという状況もあり得ると思います。ただ、運営費補助の中では、いろいろ検討もした中で、委託事業、ほかの補助事業もありますよね。そういう部分の中で、社協自身の全体の業務のあり方なりも含めてこの際検討しないと、指定管理だけを考えてやっておるとい、やっぱりどこかでひずみが出てくるなって思いますので、そこら辺は十分に協議をしていただきたいと、このようにお願いしておきます。

以上です。

○南委員長　　答弁はよろしいですか。いいですか。

○野田委員　　ボリュームのある指定管理者制度の見直しということで、そういうことを思っています。短時間ではできないのかなと思っていますけれども、その中で、福祉センターとアクアステーションのところで、業務委託ということです。業務委託という、法的な違いも出てきますし、その分、どのようにカバーされるのかなという1点と、また、福祉センターのほうについては、指定管理料が29年度予算で1,893万9,000円って書いてありまして、補助金額5,568万を出している中で、それをひっくるめてもう一遍見直しということと言われるわけですが、やはり業務の実態を監査する監査制度というものを、どのような形で、そういう指定管理のところからいろんな情報収集したりとか、実態はどうかというのを把握しているのかなというふうにも、これを見て思ってしまっただけですが、この資料を見て。これまでどのような形でやられていたんですか。指定管理というか、事業体との実態というのはどのようにされていたんですか。予算をつけるときは、要は事業実績がこれだけ要るよという形でつけられていたんですか。

○大和政策調整課長　　これまでの制度の中で8施設やっていますが、それは最初から指定管理を目的に事業を展開するわけであって、それに対する必要な経費について、こちらから提示をします。それに対して公募がかかって、プロポーザル形式でやるというやり方の中で、3カ年とか5カ年とか、いろいろな時間を決めまして、その施設に合った制度でやってきたと。切りかえのときに、前年度、前々年度、そ

の前の実績も見ながら、そのときに合う社会情勢に合うたやり方でその内容は変化してきておると思います。増減しているところもあれば下がっておるところもあるのではないかと思いますので、そのときは、審査の中でやっておるという判断をしております。

○野田委員 モニタリング基本方針の中で、3年に1回ぐらいはその現場へ出向いて、そういう意見交換をするというような照査というか、検証するということを書いてありますので、こういうところを十分活用して、本当の実態の活動はどのようなかというところを、市民のために一生懸命やってくれておるところもたくさんあると思うんですが、やはりそれは企業体、行政として見ていくべきじゃないのかなと僕は思います。その中で、やはり業務委託にしろ指定管理でも、そこでも企業努力というのはあり得ることですので、ただ、漠然とした形ではやはり将来の考えというのは出てこないのかなと、今一つ思ったということと、言い出したらちょっと切りがないんですけども、あと、株式会社夢古道おわせのところへ話が行きますけれども、28年度の収支計画の支出額が736万1,124円、特産品開発事業、情報発信事業というのは、具体的にどのようなことをやられているんですかね。

○北村商工観光課長 夢古道おわせ設立時に補助金もいただいております、補助金の目的としまして、特産品開発、情報発信なども行うというような性格を担っている施設になっております。その中で、今、野田委員、御質問がありました特産品開発の中身につきましてですが、特産品開発につきましては、セミナーの開催、メニューの開発などを行っております。情報発信などにつきましては、インターネット、広告宣伝などを行っておるといようなことが大きなものになっております。

○野田委員 何が言いたいかという、ここは株式会社ですので、利益の追求、収益を上げるということは第一の目的です。ですから、それについてはどうこうはないんですけども、そこに指定管理者制度というのは、指定管理料を払って、決算のいろんな開発事業にも資金のほうが出ているわけですね。そこに人件費も入ってきていまして、8ページの28年度と29年度の収支計画を見る中で、特産品開発事業とか、28年度よりも29年度が、維持管理費も含めて200万ぐらいふえておるんですね。その中で、普通、こういう事業がふえたら人件費もふえてくるのかなと思ったら、人件費ががたっと減っているというような形も見られますもので、その辺、どういう事業という形になっているのかというのを教えていただきたいんですけど。

○北村商工観光課長 こちらの夢古道おわせにつきまして、決算状況、人件費は

入ってございません。この中で差が出てきておるのが、維持管理400万から530万上がっているのは、厨房の建設事業がこの金額の差になっております。

○野田委員 資料のほうの3番の指定管理料以外の市歳出決算状況というところの中で、人件費相当額というのが出ています。29年度が152万5,083円、28年度が433万7,192円という形が出ています中で、ほかのいろんな事業がプラス百何十万円とかがあってふえておる中で人件費が減っているというところは、ちょっとどうかなという気がしましたもので、どうですか。

○濱田政策調整課副主幹 これにつきましては、そこにかかわる職員が1年の業務の中で何%ぐらいその業務にかかわったかということ聞き取りして、その人の給料額を掛けて算出したものです。平成28年度につきましては、厨房にかかわるいろんなやりとりであったりとかして、およそ30%かかっているという報告があります。平成29年度につきましては、各職員、係員と担当で約10%程度の年間の中での業務量を占めているということで、そこで算出した額が430万と150万になっていますので、そこで減になったと。通常ある部分で150万程度の経費で10%程度の業務量だというふうに報告を受けた数字です。

○野田委員 施設の純利益が生じた場合に、一定のルールのもとで一部を市に給付する制度を設けることも必要ということで、これはどのような形でされると。検討段階か、ある程度の方向性が出ているのか、お願いします。

○北村商工観光課長 先ほどは済みません、見間違えまして。

今のところ、まだ他市町、近隣などを参考にさせていただいております。具体的な数字まではまだ申し上げられませんけれども、一定ルール何%とか何十%かというようなことで、市納付ができる方法を模索中でございます。

以上です。

○野田委員 株式会社ですので、利益を追求して、何回も言いますが、それによって分配配当すると、株主に配当するのは常套手段です。その中で、今言った指定管理料とか、それ以外の歳出歳入が入るわけですね。ただ、その中で、どのように妥当性のある、要はインセンティブ方式とかペナルティー方式というんですね。利益が出なかった場合は何対何の割合です。それはNPO法人的にところでしたら単年度でやりますから、可能性は十分あるかもわかりませんが、その点どうなのかなというちょっと疑問を感じましたもので、いかがですか。

○古戸商工観光課長補佐兼係長 株式会社ですので、指定管理料以上の金額は当然発生していません。大規模修繕を除く全ての維持経費は指定管理料で払っていた

だくことになりますので、その分に関しましては、もし赤字等になったとしても、市のほうで補填することはございません。

○野田委員　いろいろ私自身わからないところもありましたもので、こういう質問をさせていただいたんですけれども、この3事業所先については、来年度の予算に反映されるということによろしいんですか。また、再度こういうレクチャーを受けられる時間というのがあるのかどうかということをお聞きしたいんですが。

○大和政策調整課長　通常、来年度からの指定管理制度であれば、9月の議会に債務負担行為が上がると思います。それと、業務委託についても継続性のあるやつについては、12月に債務負担行為が上がって、4月1日から動くようになると思います。

○奥田委員　1点だけ、今の野田委員の質問とちょっと重なるところがあるんですけど、夢古道なんですね。僕、この指定管理料の、10ページかな、見直し、これは大賛成です、私は。だって、当初は300万だったでしょう。それがいつの間にか1,200万と4倍になって、これは僕は非常に不満なんですけど、そんな中で配当もしておったことがあったじゃないですか、何年前。今はしておるのかな。何年前前にあったね。

(「1回だけ」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　1回だけ。

僕はとんでもないことやなって思っておるんですけど。というのは、300万でも気に入らなかったもので、当時、結構言ったことがあるんですね。以前議員のときにね。そのときに、結構、この夢古道の関係者の人たちが何やみたいなのを言うて、これからどんどん収益を上げていくんやと。担当課も言いよったよ、たしか。300万円からどんどん減っていくんやという話があったんですね、当時。それがいつの間にか1,200万になって4倍にもはね上がって、今、野田委員が言ったように、特産品開発や情報発信やいうても、毎回決算のときにも予算のときにも話題になるけど、中身が抽象的で何をやっておるのかわからん。もっとはっきり示せばいいのに、ここの部分が幾らかかった。それも出てこない。当然、これは見直すべきですよ。これはぜひ見直してほしい。本当に、今、風呂もよい状況やという話がどんどん出ていますし、もうかっているんやったら、やっぱり指定管理料を減らさなあかんわね。当然減らさなあかん。配当するお金があるんやったら減らさなあかん。

さっき野田委員が言っておった、純利益が生じた場合は、一定ルールのもとで市

への納付制度を設ける。これ、前年度まで観光物産協会に対してもこんなことをしておったね。余ったら返すみたい。これ、行政の考え方なんですね、これって。これは、僕はやめたほうがええと思うんさ。やっぱり野田委員が言われておったことも、株式会社で民間がやっておることなんです。もうかったら返さなあかんやったら、努力しませんよ。思いませんか。だから、僕は観光物産協会で思ったんです。利益が出たんやったら違う事業をやってもらおうとか、返さんでええんさ、別に。もうかっておるんやったら、それ以上計算した。これはおかしいよ。これをもう一遍、ちょっと担当課のほうに考えてほしいんやけれども、改善ね。指定管理料の見直しは当然すべきや。2番目の、今、野田委員が言われておったように、基準はどうするんや、優先度は何%ですか、これは行政の考え方で、市長も民間出身で経営のプロやと言われておるんやで、この考え方っておかしいでしょう。だから、これはなくして、指定管理料を見直してもらおう。あとは幾らでももうけてもらっても構いませんよ。そのかわり指定管理料はこれだけ出すねぐらいのほうがええって、絶対に。そうやと思います。もうかったら返してもらおうという考え方はおかしい。市長、そう思いませんか。

○加藤市長　今回の場合には、指定管理料を見直すと。民間の力というのを、さっき担当課が説明しましたように、大いに生かしたいと。実績として出ていると。あとは指定管理に何をやってもらうのかと、役割をきちんとしながら、それに対する。当然今の実績の中で組んであれば、当然のことながら指定管理料は下げる方向で見直していかなきゃならないと。

おっしゃるように、利益が出たときに、要するに、前の観光物産協会の話と一緒にすわね。それについては私は、基本的には利益が出たときにはそれぞれの、要するに、うまく利益が出たことを利用しながら、いろんな投資をしながらやっていったらどうかと。

その中で、まず第一には、今回の場合、指定管理料という非常に大きな金額のものがあるわけなんです。基本的にはその方向で進めていきたいと。利益が出るんだったら、利益をとればええじゃないかと。ただ、そこにいればいろんな考え方があるんですけど、とりあえずその方向でも考えてみなきゃならないなと思っています。

指定管理料については、やっぱり厳しく見直すべきだと僕自身はそう思っていますので、その方向で進めたいなと。ただ、余りぎゅうぎゅう締めにとると、今回の目的が、要するに夢古道って何なのという、ここに書かれているので、尾鷲市地域

資源活用総合交流施設なんですわね。やっぱりこれは大事にしていかなきゃならないでしょう。ここを余り牛耳ってしまうと、ちょっと問題があるんじゃないかなって、一方ではそう思っています。

しかし、指定管理料についてははっきりとした形の中で、何をやってもらうために何を幾ら引くんだ、それはシビアに見ていきたいと、このように思っております。

○奥田委員　だから、指定管理料、いつもこれは話題になるんですよ、予算、決算のときに。1,200万の中身はどうなっておるんやと。特産品開発、情報発信の部分が曖昧なんです、いつも。そこをきちっとしてくださいよ。だから、前にも300万より減らしていくんやという当初の、市長、加藤市長はそのときはおらなかったのかもしれないけど、僕は相当言われたんですよ、そうやって。300万にけちつけたら、どんどんもうかってくるんだから、けちつけんでくださいと。これからどんどんもうかっていって、市の負担も減るんですからみたいなことも担当課も平気で言うていましたからね。それが4倍に1,200万になると僕は思っていなかった、財政厳しい中で。そういう、シビアに僕はやってもいいと思いますよ、この指定管理料に対しては。利益が出たら出してもらったら、それは自分らの事業に使ってください、配当するなりなんなりしてくださいと。それがいいんじゃないですか、市長。

○加藤市長　おっしゃる意味は非常によくわかるんですね。そのために、皆さん方からの御指摘もあって、今回、指定管理料の基本的な考え方、モニタリングの仕方、こういったものをきちんと全部制定して洗い直して、中身も31年度4月から変わる分については早急にこういう形でやりますよという、これを提案させていただいているわけなんです。そのために、議員の皆さんからいろんな御提案をいただきながら、そういうことも参考にしながら、さっき奥田委員なり野田委員なりがおっしゃっていたような、そういう話についても、今後担当と話をするときには、きちんとした形で、今回ちょうどいい時期だと思いましたので、今回御報告させていただいたということでございます。

○高村委員　夢古道に関連しまして、私もやっぱり改革をすべきだと思うのは、最初の指定管理をする約束事ですね。夢古道へ来た客を市内に来てもらうようにしようとしてももらうというのも入っていたと思います。その点、今見ておると、全然仕事をやっていない。そういうことをわかっておっても、どんどん市内に行ってくださいというんやったら、それだけの仕事をしておると思うけど、やっぱり1,200万から出しておったら、普通民間でいえば、風呂も建てて建物も建ててもらっ

たら、反対に貸し賃を払ってまででもやりますよ。それを反対に1,200万もらってやっておるんやで、市に貢献せなあかん。それを余りやっていない。たくさん風呂に来た人、出たらビールはないんやで、ここの店がたくさん市内にビールとかああいうのはあるから行ってくださいという一言でも言うて、尾鷲のまちを活性化するんやったらわかるけど、それで、市長、先ほど2人が言いよったように、私も賛成やで、改革をお願いします。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○加藤市長 当然、さっきから株式会社と言ったからか、株式会社ですから、利益を出して、収益を上げて、その分利益を出してもらおう。これが基本的な話だと思います。これはシビアに見て行って、我々もきちんと、さっきおっしゃっていましたが、これがどーんと（聴取不能）なった。その金額にふさわしい仕事なのか、それはこれからきちんと精査していきます。それが幾らになるか、これからの検討事項でございますので、おっしゃっている意味は、そういう形でシビアに見ていかなきゃならないと。

○高村委員 一言言い忘れたんやけど、やっぱり担当課も尻をたたく。もう少し尾鷲の市民が潤うような行動をしてくれとハッパをかける。お願いします。

○小川委員 話のほうはごろっと変わってしまうんですけど、アクアステーションなんですけど、これ、直営ということなんですかね。

○北村商工観光課長 そのように考えております。

○小川委員 そして、職員が常駐とかって書いてありますけれども、職員さんは何人ぐらいからみえますか。

○苫谷商工観光課係長 現状の海洋深層水の係配置で、現状、うちの係の中で深層水を主にしている者が1名おりますので、その1名を当面の間張りつけ、アクアステーションで勤務をしていただくというふうに考えております。

○小川委員 今、アクアステーションに3人から4人おりますけれども、その辺、それだけ人数が要ると思うんですけど、あの方たちはそのまま、どういう形で……。やめてもらうということですか。

○苫谷商工観光課係長 市の直営ということになりますと、市の臨時職員ということで、再度募集をかけて、配属先がアクアステーションという形になるかと思えます。人数のほうは現状と同じではなく、職員が1名行きますので、ある程度、業務量というのは聞き取りはしているんですけども、実際、向こうで私たちのほうもやっているわけではないので、ある程度そこら辺を把握した上で人数のほうを調

整していきたいと考えています。

○小川委員　ただ、1点ちょっと気になることは、今、アクアステーションのほうでは日々のメンテナンスという結構見てもらっているのですが、業務委託すると何カ月に1回ぐらいそういうときになると思いますけど、機械の傷み度合いも早くなるんじゃないかという心配があるんですけど、そういうのはどうなんでしょうか。

○苫谷商工観光課係長　現状、アクアステーションの職員が1日2回、取水ピットのほう等々、目視等で点検しております。そのマニュアルというのも整備していただいていますので、それを常駐職員が引き継ぐ形で、できる限り現状と同じ機械運営のほうは継続してまいりたいと考えております。

業者に委託する大きなメンテナンスというのは、現状の年に2回行っているものを少し見直しして、年に1回でよいものというところもアクアステーションの職員等々と検討して、そういったところの経費の削減のほうも考えてまいりたいと思っております。

○南委員長　よろしいですか。

○野田委員　先ほど市長のほうから、夢古道おわせは、尾鷲市地域資源活用総合交流施設というところで大きな目的がある。本当におっしゃるとおりだと思います。

私、一つ言いたかったのは、高村委員が言われておった行政の職員の方が、中にのぞき込んで、どういう状態かというようなヒアリングとか意見交換とか、そこまでやるパワーがなければ、僕はこういうところの施設というのはいいものになってこないと思うんで、それは自分たちで勉強もしないといけないかもわかりません。ただ、言われて、ああそうですかだけでは、もっと実態を把握して、お金を出しているからには、やっぱりそれぐらいの心構えとか心意気がなければ、僕はこういう施設は尾鷲のためによくなってこんと思う。そういうところをひとつお願いしたいと。ですから、削ればよいという問題じゃなく、実態を見てということを僕は言いたいということですね、きちっと。

それで、もう一点は、指定管理者の制度の施設のモニタリング基本方針、これをつくっていただいて、ええなと思って、きのう読みましたけど、もっと、監査じゃないですけど、中に入り込んでやっていくということが必要じゃないかと思っていますので、中身は多少あったとしても、こういうことをつくることは必要かなと思っています。

以上です。

○南委員長　濱中委員はよろしいですか。

○濱中委員　　ちょっと電源がアウトになったので細かい数字が言えないんですけども、すごい初歩的なことを聞くのであれなんですけど、先ほど見せてもらった情報発信と特産品開発事業のところは、市からの指定管理業務の中で指定されたものに対しての経費ですよ。経費をかけて商売をしていって売り上げを上げる場合に、ここの中に入っておる部分は、市から委託されたものをするための経費だけというふうに判断できますか。といいますのは、7ページのほうで、例えば情報発信事業で390万かけましょうという経費のボリュームが、例えば商工が課として持っておる地域振興というか、情報発信とかのところと、例えば旅費なんかでいうと、夢古道だけで倍づけになっておるわけですよ。市が全体でやる情報発信と比べてでもすごく多い。そうすると、この中に市の情報発信としてどれだけのボリュームをお願いしているのかということが、恐らく私ら把握し切れていないのかなと思って感じているわけなんです。だから、そういったことが今回の見直しの中で生かされて、きちっと公金を使う部分の情報がみんなにわかってもらって、これだけ頑張っているんですよというのを見せる方法になればええのかなと思いながら聞いておったわけなんです。

　　ちょっと今、自分のメモしたデータが電気が終わって飛んでしまったので細かく言えないですけども、そういった形の、もしこれが夢古道全体の収支決算の中に、市のことをやる旅費として60万使っていますけれども、自分のところの利益のために30万使っていますよとか、そういったものが出てくるのが私らが確認できるなら別ですけど、私らは恐らく公金のところだけやと思うので、この中でどれだけ市の業務としてのボリュームがあるのかなということが、きっと私らは曖昧やなと思っておるところなのかなというふうに感じ取れますので、見直しの中ではぜひそういうこともあらわしていただけるようお願いしたいと思いますけど。

○北村商工観光課長　　なかなか曖昧というお言葉も聞いております。今回、なるべくわかりやすいような形でできる方法論がないか、探していきたいと思っております。

○加藤市長　　何度も申し上げますんですが、そういうことを全部あれするために指定管理制度にしたんです。当然答えとしては、情報管理で、どういうことでどういう効果があって、どれだけ使っているんですかって。それに対して、おっしゃったような監査もやっぱり絶対必要なんです。そういうふうにして、要するに、中身の濃い指定管理料にしていきたいということで、今回取りかかったのが大きな目的なわけなんです。それをぜひ御理解いただければと思っております。

○三鬼（和）委員　福祉保健センターのことでもう一点だけ確認したいんですけど、これまで指定管理者ということで、社会福祉協議会があの中へ入ってやっておったということであれなんですけど、業務委託になると、社協自体がある程度民間ばかりでできないようなことも担ってもらってはおりますけど、基本的には民間団体であって、介護事業等で利益なんかを上げてもらう、そこまで決算を見ていないけど、民間であればほとんど利益を上げていますよね。そういった団体に対して、これまで運営補助金で5,568万というのとか、先ほど電気代とかが出ていましたけど、社協が入るとということで、業務委託に変えると、社協から家賃をもらうんですか。その辺がちょっと、これ、気がついた中でもう一件は、観光産業会も協同組合に法人になったのに市の施設に入ったままであって、補助金の中でその分を差し引いておるって説明してくれたら、それはそれで結構なんですけど、社協の場合、ちょっと難しいと思う。社協に業務委託しますよと言って入っていただいて、業務委託しますよという形ができるのか、市の職員が運営管理をやるのかというので、そういうのが生じてくるのではないかなと、ふと、この説明の中で民間と行政ということを気がついたというか、思いましたので、その辺はどうなんでしょうかね。

○三鬼福祉保健課長　御質問にお答えいたします。

福祉保健センターの指定管理におきましては、現状として、福祉保健センターの建物の管理に関する委託を行っておりましたので、社会福祉協議会が常に行っている社会福祉事業、それに対する委託とはまた別物でございますので、基本的にはその中で、先ほど政策調整課から御説明ありましたように、住民のサービスの向上に必要な部分と経費削減が見込まれる部分と、一つ一つ事業を精査しながら整理していきたいというのが今回の説明でございます。

ですので、今後、当初予算までにそのような形で、どのような部門を社会福祉協議会に業務委託を残して、直営で市が一括入札することによって経費節減に結びつくことと、その一つ一つを整理していく中で見きわめたいと思っております。

以上でございます。

○三鬼（和）委員　説明はわかるんですけど、気持ちもわかるんですけど、ただ、完全な民間団体でありますよね。ほかでNPOでやっておったりとか、福祉でやっておったり個人でやっておるにしても、介護事業というと利益事業をやるわけですので、それが、社協の方が大部分があそこへ一階でも占めるということになっていくと、家賃相当やったら相当な金額という形になるかと思うんですが、その辺を指定管理と業務委託になったときにどう精査していくのかなというのが、ちょっと

今回わからなかった。その辺が行政のところは業務委託だったらどのようにして通じるのか、そうじゃなかったら、家賃を払わなくちゃいけないのかという、この問題をちょっと整理しておく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか、担当。

○濱田政策調整課副主幹　その部分も含めて、実は中では話はしました。というのは、本来、公の施設であって、公の施設の1フロアを全部するというのが、担当課に聞かせていただいたのは、あそこの1フロアにいる職員が全て社会福祉の、要は市からの委託事業をしている職員さんなのか、それとも他の団体さんから委託している職員さんも含まれたのか、もしそうであれば、当然あの1フロアを全てじゃなくて、2分の1であったり、そこの市が本来社協に今お願いしている部分でして、それ以外のものは応分の負担をしてもらわないといけないんじゃないんですかという話も実はしました。

その中で、実は社会福祉保健センターの建設に当たっては、一定レベルの負担を出しているという話もあります。建設費用を社協さんが一部出していると。申しわけない、その資料について確認がとれない。本当に1億なのか、幾らなのかという確認までは資料が見つからなかったんで確認はとれなかったんですけど、そういう部分もあって、社協さんとしてはあそこに入る相分の権利があると思うという話も、実際打ち合わせの中で出ました。

ですもんで、先ほどから見直しの中で応分のという部分はそういう部分で、本来の全部を貸すのか貸さないのかも含めて検討せざるを得んのか。そうなると、あそこは行政財産ですので、行政財産の目的外使用になるのか、それとも一定の貸し付けをせないかん。特に今、地方自治法が改正されて、庁舎等の空きスペースが出た場合は、民間に貸し付ける。例えばそれが有料で貸し付けるという制度もなっていますので、そういうのも含めて、トータル的に見直していかないといけないかなというふうには担当としては考えております。

○三鬼（和）委員　私は、社協さんがあそこを使っただくことについてはとやかくどうこうじゃないんですけど、今後のことを踏まえて予算措置というのか、そういったものもきっちりしておかないと、社協さんじゃない方が、じゃ、我々も入りたいので、そこを募集かけてくれとかってなったときに、いや、それは絶対できませんとか、できるのかとか問題が生じる可能性もあるじゃないですか。観光物産の会館にしてでもね。この際、そういったことも精査しておくべきではないかなと、今回の説明を聞いておって、お話ししておるということは今説明の中で

わかりますけど、実際きちっとしていかないと、行政財産のあり方については、社協とか観光物産協会だけじゃないところからも物が言える権利というのはあるわけですから、しておくべきだなと思うんですけど、その辺の先についてはどうなんですかね。

○濱田政策調整課副主幹　当然、それも全て今お話ししているのが、公の施設という部分での話ですので、やっぱり公の施設の使用のあり方というのは、当然議論の一つとしてないといけないのかなと。その一つとしてもう一つあるのは、先ほど言うた輪内の高齢者サービスセンターのように、建物としてあるけれども、本来、その事業がどうなのかという部分も含めて、本当に市として固定資産を持つものがええのか悪いのかという議論もあるわけなんですね、一方の中で。なので、そういう部分を含めて、あそこの会館、公の施設の利用のあり方、そこの応分の負担なり、どういうあり方をするのかということも含めて、当然議論をしないといけないというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　今後どのように精査して、どういった形になったかということをお聞かせいただきたいと思いますので、曖昧にはできないことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○楠委員　この指定管理者制度については、平成15年に自治法の改正でされたのはわかって、このときにちょっと気になっていたのは、制度疲労を起こすと、必ず。というのは、公の施設は、相当数がないと指定管理としての機能がしないというのが、問題、課題で出ていたんですね。尾鷲市の場合は、八つの施設でやっていると、どうしても厳しいなというところがあって、今回の見直しは、私自身は相当評価していいかなと。基本的には指定管理じゃなくて業務委託、ほとんど直営に近くなってくるというような気がします。

夢古道についてはまた今後いろいろ、先ほど議論があったので、さらにいい方向に向かったのブラッシュアップをしていただいて、尾鷲市として財源を何とか確保する方法として、この制度が一番ふさわしいんだと。直営なのか、業務委託なのか、指定管理なのか。そういうところもさらに検証して、比較検討表をつくっていただければ理解しやすいのかなと思ひます。

そこで1点、モニタリングの基本方針の中に、評価委員というところがありますね。これは実施時期とか評価委員のあり方、これについては、指定管理者の指定の手續に関する条例施行規則第7条の規定を準用するという事になっているんですけど、ここは本来であれば第三者機関、いわゆる学者とか専門の方を頼んでやらな

いと、充て職でやると、一番心配するのは、利害関係人がどうしても絡んできたときに、充て職から外さなきゃいけないということもありますし、その対応が相当厳しいのかなというところもあります。

それと、第7条の3項にもある(6)で、その他市長が必要と認める者、ここも限定列举するのか、しっかりやっておかないと、ここも手続上ミスると、またいろいろ、私たちじゃないけど、指摘されたときに答えが出ないということになるので、この辺も、今回の検証に当たってすごくいいことをやっていますので、さらに検証を進めてほしいなというところがありますので、何かお考えがあればお答えをお願いします。

○濱田政策調整課副主幹 第三者評価委員会につきましては、確かに御指摘のように、各市町のいろんな事例等を調べさせていただいたら、第三者がしているというケースが非常に多くありました。それも確かに考えました。民間の方を入れての評価をとということも考えたんですけど、現状、予算措置もある。また、今回初めてこういうものをつくって導入するという事の中で検証したいということがありましたので、今回は、まず指定管理者の選定に当たった委員さんで、期間を過ぎていくので、当然異動もあるのでかわってしまうんですけど、まずそこで一回評価委員会というものをつくって評価してみようと。当然、全ての方針につきましては、今つくって、この方針が全て未来永劫同じ形のままで続くというわけではありませんので、方針の中での問題点があれば、課題点があれば、当然修正をかけて、よりいいものにつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、そのような見直しを含めた上でやっていきたいというふうに考えております。

○楠委員 一応、基本的なところのお話を聞いたんですけど、そうすると、一番私が気になっているのは、選定委員、評価委員でもそうなんですけど、指定管理者の指定に係る施設を所管する課の長が入ると、本来はこの担当の方は、オブザーバーだとかという話になってくるんじゃないかなと。入ってしまうと、どうしてもいろんな恣意が働いたり、そんなくまでいかないにしても、いろいろ(聴取不能)べきがあるので、私は5番と6番をうまくバランスをとらないと、ちょっとまずいのかなというところが気になっているところです。これもこれから検討していただければなというふうに思います。

○濱中委員 済みません、2ページのところをもとに言わせてもらおうと、今回、検討に入られたのは直近、今年度中に指定制度の次へ考えなければならないところをやられたと思うんですけども、あと残りの三つのうち、4番、文化会館に関し

まして、ことしではないですけれども、残すところが1年ちょっととなっておりますので、これも検討に入るのか、大体どれぐらいで今回のような検討結果をお聞かせいただけるのかというスケジュールがもし決まっておりましたら、お聞かせいただきたいんですけど。

○加藤市長　時間軸でね。だから、来年の4月から、もう時間は待てないものだから、それをまずやりましょうと。あとはもう一年あるんですね。1年あるんですけど、やっぱりいろんな議論はされております、文化会館。委員からも御指摘もございました。なるべく早く、いつということはちょっと難しいんですけど、まず最初の四つの部分を早く、今度の9月なり12月できちんと決めさせていただきたいと思いますし、その分についても、これが大体固まりましたら、その後、随時、今後の指定管理を見直していかなきゃならない。それが一番喫緊にあるのが32年4月からの文化会館でございますので、今、いつ着手するかということは申し上げにくいんですけども、ある程度の議論は内部では少しずつやっていますので、なるべく早く皆さん方にお示ししながら、きょうのようないろんな御意見を頂戴したいなと思っております。

○濱中委員　なぜ文化会館に関してこういう急いだ話をするのかといいますと、この中で一番議論が必要なところかなと思うのは、文化会館というところは、本当に市民の公の福祉の部分の文化的なものにするのか、収益を求めるような経済活動を行うところにするのかというだけでも、かなりそれぞれの意見があるのかなという気がしましたものですから、一つの目的ではないところやと思うので、結構議論を重ねる必要があるのかなというような気がしておりましたので、その辺の十分な検討の構築をお願いしたいなと思っております。

○加藤市長　ありがとうございます。特に館ができたけど、利用率が非常に低いとか、あるいは福祉のためにあるとか、しかし、我々としても利益を求めなきゃならない。欲はたくさんあります。そういった話の中で、早く議論できるような形のものを持っていきたいと。これは非常に重要な話だと私は感じておりますので、ぜひそのときにはよろしくお願ひしたいなと思っております。

○野田委員　最後に、先ほどから出ています尾鷲市指定管理者制度導入基本方針と、導入施設モニタリング等基本方針、これはもう作成されて承認されておるといことですか、もの自体が。今回別冊で出てきた、どこまで考えたらいいのかなという、内部の話やな。

○濱田政策調整課副主幹　市長まで決裁を受けて。

○野田委員 課題の未策定というのが三つあるんですけども、これも今後やっていくということですか。中身がちょっと……。やっていくという……。済みません、ありがとうございます。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長 長時間にわたってありがとうございました。

特に今回の指定管理の見直しというのは、平成18年から導入されたところから三重交通までのコミュニティまであるんですけども、十数年経過して、大きく僕は一步を踏み出した考え方だと思って、高く評価をいたしたいと思います。

なお、きょうの議論があったことを踏まえまして、特に夢古道の指定管理等については、情報発信施設のわかりにくい部分があるということもいろんな意見で出ましたので、恐らく9月の補正予算の中で反映された形で出てくるのかなというような感じも若干期待をいたしたいと思います。

9月にはある程度、夢古道が債務負担行為で出て、12月は業務委託のほうが出出てくるということで理解してよろしいですね。

○大和政策調整課長 通常の流れからいうと、そうなるであろうと考えています。ただ、これは担当課の判断もありますので、一応そういうふうに9月が指定管理の債務負担が上がるのではないかと考えております。

○南委員長 それと、特に濱中委員さんから、先ほど最後のほうで出ました尾鷲市市民文化会館等についても、可及的速やかによりよい方向を見出していただくよう期待をいたしたいと思います。

本日はありがとうございました。御苦勞さんでございませう。行政常任委員会を終わります。

(午後 3時24分 閉会)